

令和4年第3回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 9月6日(火曜日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	15
○会議録署名議員の指名	16
○会期の決定	16
○諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について	17
○同意第 2号 板倉町教育委員会委員の任命について	18
○同意第 3号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について	18
○報告第 4号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	19
○承認第 6号 専決処分事項の承認について(令和4年度板倉町一般会計補正予算(第3号))	20
○承認第 7号 専決処分事項の承認について(令和4年度板倉町一般会計補正予算(第4号))	20
○議案第26号 板倉町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の制定について	26
○議案第27号 板倉町揚舟運航条例の一部を改正する条例について	27
○議案第28号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について	29
○議案第29号 令和4年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	29
○議案第30号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	29
○認定第 1号 令和3年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	30
○認定第 2号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	30
○認定第 3号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	30

○認定第 4号 令和3年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	30
○認定第 5号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	30
○請願第 2号 町道2162・2164号線の拡幅整備について	33
○散会の宣告	33
散 会 (午前11時32分)	33

第2日 9月7日(水曜日)

○議事日程	35
○本日の会議に付した事件	35
○出席議員	35
○欠席議員	35
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	35
○職務のため出席した者の職氏名	36
開 議 (午前 9時00分)	37
○開議の宣告	37
○諸般の報告	37
○一般質問	37
森田義昭 議員	37
青木秀夫 議員	47
針ヶ谷稔也 議員	59
○議案第28号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について	72
○議案第29号 令和4年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	72
○議案第30号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	72
○散会の宣告	73
散 会 (午後 0時26分)	73

第9日 9月14日(水曜日)

○議事日程	75
○本日の会議に付した事件	75
○出席議員	75
○欠席議員	75
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	75
○職務のため出席した者の職氏名	76
開 議 (午前 9時00分)	77
○開議の宣告	77
○諸般の報告	77

○認定第 1号	令和3年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	77
○認定第 2号	令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	77
○認定第 3号	令和3年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	77
○認定第 4号	令和3年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	77
○認定第 5号	令和3年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	77
○請願第 2号	町道2162・2164号線の拡幅整備について	78
○報告	事務事業評価結果について	79
○閉会中の継続調査、審査について		79
○町長挨拶		80
○閉会の宣告		81
閉 会	(午前 9時22分)	82

板倉町告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和4年第3回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年9月2日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 令和4年9月6日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 野 田	富 康	議 員	2 番	亀 井 伝	吉 清	議 員
3 番	森 田	義 昭	議 員	4 番	本 間	稔 也	議 員
5 番	小 林	武 雄	議 員	6 番	針 ヶ 谷	宗 一	議 員
7 番	荒 井	英 世	議 員	8 番	延 山	秀 夫	議 員
9 番	黒 野	一 郎	議 員	1 0 番	青 木	好 市	議 員
1 1 番	市 川	初 江	議 員	1 2 番	今 村		

○ 不 応 招 議 員 (な し)

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 日)

板倉町告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和4年第3回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年9月2日

板倉町長 栗 原 実

1. 期 日 令和4年9月6日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 野 田	富 康	議 員	2 番	亀 井 伝	吉	議 員
3 番	森 田	義 昭	議 員	4 番	本 間	清	議 員
5 番	小 林	武 雄	議 員	6 番	針 ヶ 谷	稔 也	議 員
7 番	荒 井	英 世	議 員	8 番	延 山	宗 一	議 員
9 番	黒 野	一 郎	議 員	1 0 番	青 木	秀 夫	議 員
1 1 番	市 川	初 江	議 員	1 2 番	今 村	好 市	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和4年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年9月6日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 4 同意第 2号 板倉町教育委員会委員の任命について
日程第 5 同意第 3号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 6 報告第 4号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 7 承認第 6号 専決処分事項の承認について（令和4年度板倉町一般会計補正予算（第3号））
日程第 8 承認第 7号 専決処分事項の承認について（令和4年度板倉町一般会計補正予算（第4号））
日程第 9 議案第26号 板倉町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第10 議案第27号 板倉町揚舟運航条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第28号 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について
日程第12 議案第29号 令和4年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第13 議案第30号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第14 認定第 1号 令和3年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第15 認定第 2号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16 認定第 3号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17 認定第 4号 令和3年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18 認定第 5号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19 請願第 2号 町道2162・2164号線の拡幅整備について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	延山	宗一	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	今村	好市	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
赤坂文弘	教育長
峯崎浩	総務課長
伊藤良昭	企画財政課長
高瀬利之	税務課長
川田亨	住民環境課長
小野寺雅明	福祉課長
玉水美由紀	健康介護課長
橋本貴弘	産業振興課長
塩田修一	都市建設課長
丸山英幸	会計管理者
小林桂樹	教育委員会 教育事務局 会長
橋本貴弘	農業委員会 農事事務局 会長

○職務のため出席した者の職氏名

荻野剛史	事務局 長
小野田裕之	庶務議事係 長
本田明子	行政庶務係 長兼 議事事務局 書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○今村好市議長 ただいまから告示第94号をもって招集されました令和4年第3回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○今村好市議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申出がありましたので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 本来であればマスクをとということですが、一応これがありますので、お許しをいただいて、マスクなしでご挨拶をさせていただきたいと思います。

改めまして、おはようございます。いつものとおり、議員各位におかれましては、9月の定例会にご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

今年は関東甲信地方における梅雨明け宣言が6月27日という異常に早い時期でもございました。異常気象論議にそのことが拍車をかけておったわけではありますが、つい先日、実は7月23日であったと。約1か月遅れの梅雨明けであった、当初の発表よりですね、との大幅な気象庁の訂正がございました。梅雨明けから、思い出すと半月も続いた曇天、そしてその後は晴天続きで大変な猛暑というようなことも含めて、最高気温が40度近くまで達し、6月における最高気温の記録を更新するほどの猛暑が続いたままずっと、ついこの間までの中では真夏日も歴代で1、2位を争うほどでもあったようでございます。オミクロン株の爆発的な感染拡大のほか、熱中症も加わって、救急搬送が間に合わなかったという状況でもあったようでありまして、梅雨明けの時期によって受け止め方は違うことから、オミクロン株は別として、異常でも何でもない、夏そのものは平年よりやや暑かったという夏であったと言えようかと思っております。

まさにオミクロンに対して変わったのは国や県、そしてその末端にある我々の行政側の警戒の姿勢といいましょうか、行政の姿勢でありまして、長期にわたったコロナ対応、解決の先行き不明感に対する国民のうんざり姿勢というのも、昨年よりも1年経過して、もう嫌になったというような、そういった姿勢も加わったところに、いわゆる好きにしたいみたいな気持ちが国民の中にも生まれてきたというのも大きな違いでもあったのだと思いますが、国の指導や行政の指導は変わり、それを受ける国民側のいわゆる受入れの考え方も、長期にわたっておりますので変わりまして、そんな中で好きにしたいというような、国民の思いも大きく変わってきているところでもあろうかと思えます。中国や朝鮮を除く大方の国々の閉鎖あるいは制約、完全に封じ込めるという政策よりも、今現在、早いところでは約1年も前から、経済の活性化あるいは個人個人の自由を尊重し、ワクチン接種あるいは集団免疫、個人の防疫思想の効用とかそういったものを期待をし、経済の活性化を進めるというような政策に転換してきたのが西側陣営であり、大方世界の主たる考え方というのが現状でございます。

同じ蔓延状況といいましても、去年は警戒度4でありましたが、同じ状況で今年は2ということでありまして、その理由は先ほど述べた理由からだと思っておりますが、実態としては個々の動きのその中において

も多少の活性化、活発化は日増しにあるようではありますが、また片や注意深くというか、非常に自己管理が行き届いているみたいなイメージで、国民のほうが国の政策に、どんどん外へ出て、旅に出なさい、あるいは活性化に協力していただきたいというものに対してなかなか思うように進んでいないというのも実態でもあるかと思っております。それを象徴するように、町のイベントや研修やその他の人寄せ行事などには依然として大きな影響が出ておりました、ご承知のように当町でももちろん、先は年明けの新年会から、3月、4月の歓送迎会とか、区切りの顔合わせとか、お別れ会とかから始まりまして、4月、5月ずっと様々な行事が中止になってきておりました、まさに最近でも既に町民フェスティバル、ポンプ操法、そして各種団体の、7月に入るといろんな研修もなされるわけではありますが、それもほぼ中止。それから、町民体育祭や文化祭、あるいはその前に、町民フェスティバルの後、板倉まつりもついこの間、もう過ぎ去りましたが、中止。それから、これから迎えようとしている、いつもの年であれば体育祭や文化祭、商工祭、あるいは福祉まつり、バザー、既に全て中止の報告が来ております。それらを案じて今般の町だよりも掲載をさせていただきましたが、町民の一部の皆様には、町がお金をいわゆる節約するという形を示しているとか、そういう意味での中止ではないかというようなことの、我々は早くいろいろそういうものをしていただいで参加をしていきたいという旨の、ある意味では我々のサイドからすれば間違った認識の投書などありましたので、9月の議会にも、広報紙にも、言い訳がましいところもあったのですが、町の今一連の事業の決定は全て各種団体が自主的に自分たちの経営、運営の中で行っておりますものを、町は、できれば判断はぎりぎりまで待っていただき、経済活性化とか人との交流とかはやはり重要なものであるので決定は慎重に行ってほしいという姿勢は堅持しているわけではありますが、さりとて幹部会あるいは役員会で検討して、この方向に決まったという報告を受けたからには、人の生命にも影響する問題でもありますので、その自主的な考え方、団体の考え方に対して尊重し、認めさせていただくというのが現状でありますので、そういった旨も広報紙で申し上げるといふ、いわゆる誤解を解きたいというようなことでの対応もいたしているところであります。

同じそういう問題も次から次へ起こってくるわけではありますが、いずれにしてもそういった多少の行き違いや問題の捉え方も、国の政策そのものも去年からすれば大きく変わっておりますので、多少の行き違いはやむを得ないのであろうということでありまして、誤解や間違った認識を避けるために工夫を尽くし、対応してまいっているのが現状であります。中にはといいますか、例えば板倉まつり一つ取りましても、3年も引き続き中止であってはしょうがない、どんな形で縮小しても、花火大会と言える、言えないは別として、何かそんなものでもひとときやったらどうかとか、いろんな案も、考え方も打ち出されたわけではありますが、様々な考え方もありまして、それらの意見を拝聴しながら、具体的に言いますと、花火大会も各町計画をする形が予算もあまりかけない。さりとて板倉町の予算と比較して、1,000万円、2,000万円というところはずっとありますから、近隣でも。それを分散して、できるだけ、やることはやるけれども、集中しないような。だから、打ち上げ場所も例えば教えない、見る場所も設定しない、あるいは1か所でなく2か所、3か所に分散をして上げるとか、せつかくの大会を計画するのに、全く逆に見づらく、観賞しづらくなるような条件を設定して、苦慮して町民、市民のそういったかすかな要望に応えようとしている姿勢等も、当然我が町もそういったものも承知済みの上でありますので、いずれにしてもここまで来たからには違う形で、板倉まつりに代わる形で何かをやりたいなというようなことで、つい8月の初旬まで板倉町計画検討委員会の2回目を開く予定でしたが、ちょうどオミクロンが激しくなってまいりましたので、その会議はやむを得ず開催を

できなかったわけではありますが、それに代わって何か腹案があればということで募集もいたしたところではありますが、応募の参考の投書も一つもなかったということも含め、今町でこういった形でその代わりをやってみるかということについては検討中であるということでもあります。

また、5月27日の降ひょうによる被害の対応は、非常に遅かったのですが、6月の末か7月に入りまして決定され、当方末端の役場にその内容が流れてまいりました。ハウス張り替えに必要な経費の当該自治体、板倉町であれば板倉町の対応できる補助率と同率を県としての補助率とする。そして、そのほか細かい制約を見てみましたら、あるという旨の通知であったことを受けまして、町の補助をどういうふうにするかということで、近隣もちろん調査をし、その内容を決定したものが、既に先般の全員協議会でご説明を申し上げ皆さんに了解をいただいたものでありまして、それを現在県に報告をし、執行中であります。

いずれにしても、そういう流れの中で自治体の財政規模の大小、財政規模が例えば板倉町と館林を比べた場合、板倉町と館林、自治体の財政規模の大小と、それに比例しない被害の大きさがあるわけでもあります。被害の大小。そして、今回の降ひょうに関しては、前回申し上げました、皆さんに了解をいただいたのですが、50億円、60億円の町の財政規模に対して館林は300億円。人口も7万5,000に対して1万4,000。おおむね5対1か6対1と。その中で館林の被害棟数は65棟でありまして、当時の調べは。当町は約160棟というような、財政規模が5分の1の我が町に対して被害は館林の約3倍近いというようなことも含めて、被害を受けたのであるから救済はしたいということも含め、最も農家のそういった施設や被害を受けたものによって恩恵を受けている農協がどう対応するか。あるいは、県や大きい規模での判断がどうなるか。また、八、九年前の降雪の被害と比較して、笹川氏等の国会議員との情報交換でも、国の姿勢はどうかとか、降ひょうのいわゆる範囲の小ささとか、いろんな諸問題も検討した結果、ご承知の苦肉の策として、財政負担も含め、館林の15%に対し、板倉町は5%補助を決定をしたわけでもあります。財政比較からすれば5分の1、6分の1ですが、3分の1の負担をやむを得ずするかと。そのときには、5分の1だから3%でもよろしいのではないかとか、いろんなもちろん意見も出たりしているわけですが、そういったことでもあります。

そういう流れの中で、当然降ひょうに対するそういった対策に対する被害農家の言い分も十分理解もしておりますし、また被害農家の中で、なぜ館林と板倉町、境一つ、境界一つ違って、向こうは15%プラス15%、30%ですから、板倉町は5プラス5で10%と3倍の差があるのだ、納得できないというようなことでの申出や、代表者が訪問をいただいて意見交換をさせてもらい、私どものほうは一応納得をいただいたものということも踏まえ、先般の全員協議会へ提出して、本日に備えご理解をいただいているものと考えているわけでもあります。

それらも含めてよくよく考えてみますと、先ほど申し上げました自治体の財政規模が違うということで、隣の自治体がベンツを買ったから、うちの町はその5分の1でベンツを買えと言われても無理なことは皆さんご承知でしょう。それから、館林が5倍の大きさであるにもかかわらず、被害は我が町の約2分の1から3分の1。そうすると、当然同じ予算規模であっても、我が町が倍の支出をしなくてはならない、あるいは3倍の支出をしなくてはならないという、常識論から言えば計算上はそういったものもなるわけでもあります。

それらを含めて配慮した結果ではありますが、農家の皆さんのそうはいつたってというようなことは十分理解しております。したがって、いわゆる保険の加入度とか、全く自分で保険にも入っていないで、車で人を、例えば死亡事故を起こした。備えが全くなくて、結果として町に、みんなの銭で俺の、相手様の補償

をしてくれなんて言うに近いことは世の中通らないとか、いろんなそういったお話も含めてさせていただいた中で、しかも先般全員協議会で代表してというか、小野田君が農家の心情を代表して細かい質問をさせていただき、それに答えさせていただいたということも含めて、納得のいかないことであっても、行政としては公平性やいろいろ担保した中で、それは1億円を貯金を下ろしてでも掛けろということであれば掛けられるわけですが、後ほど町の財政の状況もしっかりと述べさせていただきますが、1つのことを、ある意味では常識論を踏み外すと、そういう意味では大きく禍根を残すような状況にもなりますので、そういうことで、そういった対応を現在しております。

ただ、我々が思いますのに、いわゆる先ほど申し上げました、隣のうちはベンツを買ったけれども、経済の内容が違うからうちは軽で我慢するということは、それは自治体同士が違えば、隣の自治体、前橋や高崎がやったことを全部板倉町もやれということは多分申されないであろうし、それは理解がいただけるであろうということを踏まえ、私もどうも冷静に考えますときに、県がこれは制度設計がどうなっているかというようなことまで判断をするのに踏み込まなかったわけでありましたが、この制度を当てるというものに対して、先ほど言った地元負担に対して同額を負担をしろと。その制度そのものがよくよく考えると、大きいまちで被害が少ないと、対象農家は少ですから、幾らでも充てられるのですね、30%どころか、50%だって。今回も、50%充ててもいいですよみたいなことが県も言ったというような話もしているわけで、聞いているわけですが、それでも最高限度は15%的な話だったそうですが、いずれにしても小さいまちは被害が大きかった場合にはどうにもならないのです。それを救うために、まちの実力だけでは農家の救済にならないのでということも踏まえて、本来であれば群馬県民の、館林の農家であろうが板倉町の農家であろうが同じ15%は担保するのが当然であるはずなのに、板倉町の農家に対して差別をつけているのではないかという、結果論にするとそんな感じもしないではないわけでありまして、板倉町と館林の自治体としての、先ほど言った、町は小さくても館林の3倍も被害があるということであれば、限度は、それぞれ自分のまちの負担は違っててもやむを得ない。しかし、県は、同じ群馬県の中の自治体であり、同じ近隣市町であって、館林市は非常に数が少なく、財政が板倉よりも多少、そういう意味ではこういった災害に対する順応性も予算規模からして難しくないであろうという中で15%を補助すると。板倉町には、町が5%だから5%。これは非常にそういう意味では問題だなということを経験して、本議会が終わった後にでも担当課に改めて、群馬県に対して、いわゆるそういう被害に対する、小さいまちで被害が多かったら、小さいまちは物すごく不利なわけですね。群馬県に対しては、その少ないところへは少ないだけきりあてがわれないということでは、弱い者にさらに追い打ちをかけるような仕打ちでもあるかもしれないということも考え、県とのやり取りを、本議会が終わった後取りあえず県と意見交換も含め、あるいはハウス農家、同じ館林のハウス農家と板倉町のハウス農家、当事者の館林と板倉は、うちのほうはこれだけきりできない、うちのほうはこれだけやれるというその差は、自治体が違うのですから、当然あってもやむを得ないときと皆様もご理解をいただけるでしょうが、県は全部群馬県を基本的には等しく、おおむね同じ対応をしなければならぬ中で、なぜ館林は県のお金が15%入り、板倉町は5%入る、なのかと。15%入れば、館林30%に対して板倉町は20%になるわけで、許容の範囲にもしかしたら。それでも10%違うというのはあるのかもしれませんが、貧富の差あるいは規模のかい、小さいも含めて総合的に考えたときに、そんな問題もちょっと引っかかっておりますので、それらについては議会が終わった後、温かいうちに、熱いうちにというか、そういううちに県の担当部とや

り取りをさせてみたい。私ももちろん後学のためにということもありますが、ということでございます。

さて、そういうことで、その件については取りあえず以上であります、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した燃料購入助成事業については、我が町でもご承知のように9月1日から始まっておりまして、それに対するいわゆるチケット等については、議会の進言により、自前で何とか発行することが現在のところできておりますし、いわゆる盗作みたいな、物まね、違反の偽札的なチケットは出回っては、まだ、もちろんいないようでもありますので、それらも十分注意をした上で、指摘の上で、大変ありがたい指摘をいただいて、現在進行中であります。そういったものに対しても、自治体はこれは対応がまさにまちまちでございます。近隣の郡内を見ましても、エネルギー関係に対する支援金というようなものがありますから、農家を支援するのだということも、運輸業界を、いわゆる走れば油が必要、油を使えば、いわゆる物価高騰、油の油価高騰でということ運輸業界も厳しい。当町にもそういった陳情も運輸業界の親分さんから、おいていただいて要請もいただいております。例までいただいて、群馬県でも多いところは1業者当たり30万円、50万円、100万円つけるところもありますから、板倉さん、何とかお願いしますよとか、農家においても館林は10万円、農家は油を使うからということで。明和町は15万円であります。我が町はそれらも含めて検討した結果、スポット的というのは農家や運輸業界やタクシー業界、あるいは物流その他の、あるいは福祉、飲食全てに影響してまいりますので、特殊な団体へ特別スポット的に大きく限定してやるということは不公平を助長する場合もあるということも含め、過去3年間のコロナの対策を、業界に対してどの程度偏りなくやっているかということも課長から申告をさせ、見た上で、今回は、一番冒頭、コロナの騒ぎが始まって一番最初、各家庭にお金で全部平等に配付したことを含めて、2回目の町民全体に、薄くではありますが、1人当たり3,000円の燃料購入券を配付することといたしまして、これに対する総額はおおむね4,200万円。ハウス農家が150戸で、例えば10万円くれても1,500万円で済むわけではありますが、それでは偏りが出るということも含め、今回は各町民、農家も含めて全部に同じ基準でいわゆる助成をしている。それも国のお金が来ているからだということにもなるのでありましょう。町の特殊な財源であれば、もしかするともっとも自治体によって差が出るかもしれませんが、それを十分に使わせていただいて、ただいま述べたようなものの対応を現在やらせていただいているので、これも先般実施する前に皆様方にご相談を申し上げまして了解をいただきましたのでということでご理解をいただいているものと思っております。

話はまた変わります。ロシアの侵略によるウクライナ情勢は、ご承知のように短期終結の予想もありましたが、その兆しもほぼ全く見えない状況が現在続いておりまして、見ようによれば、あるいは論評の場所の出どころにより、ウクライナが反転攻勢に転じているとか、いろんな情報も流れている現在の状況であります。西側諸国を中心としたロシアへの経済制裁は全く効いていないから、着実に浸透し、これからさらに強くその成果が出てくるという、これも専門家の間でも分かれているわけですが、そういった観測の中で、当初から心配もされておりました、経済制裁はもろ刃の剣であるというようなことも言われておりましたのもご承知だと思いますが、今現在世界にもそのもろ刃の剣のブーメラン的現象が、いわゆるロシアに対して経済制裁を課した立場のほうにも出始めております。ご承知のことではありますが、それは主要なエネルギーあるいは肥料等々の原材料が大きく依存する特殊なものであります、それはおおむね肥料、それから小麦等々も含めた基本となる食料品等々、穀物、それから経済封鎖で輸出ができないというのをついこの間、多少船が動くようになりましたが、それらに端を発した船舶あるいは輸送費の増大等々の値上がりが見え、世界全体の

物価の高騰、あるいはそれに加わって世界的なパンデミック状態のコロナの蔓延状況も加わり、さらに我が国においては円安が、ほぼ25%程度下落をしておりますので影響も重なり、ただいま申し上げましたような主要品目を基本とし、10月から11月にかけておおむね2万品目全て値上がりをするだろうというようなことが、日本の経済の移りは確定的な事実になっておりまして、これから先どういった状態が、いわゆる我々の、我々というのは底辺層ですね、子どもも含めた底辺層にどれだけの生活負担あるいは格差、差別、そういったものが起こってくるのか分からないというような今現状がございます。それらも含めて国内物価2%上昇、2%の経済成長が安定的主要国家の基本であるということで、8年前からアベノミクスでずっと推進をしてきたようですが、結局はそれは失敗に終わり、結果的に、ただいま申し上げました戦争の要因あるいはその他の要因等々で、2%どころか、これから間が悪いと狂乱物価に転じるというようなことも、高騰に転じるというようなことも言われておりますので、ある意味ではこれからさらなる格差拡大局面に対して政府あるいは日本銀行、あるいは大企業も巻き込んだこの先の日本の経済政策に対して我々は注目をしていかなければならないというふうに思っております。

国民から、今のところ、これは表現がきついかもしれませんが、評論家が言っているのを引用すれば、「何もしない内閣」と言われていることなどにぜひ岸田政権も奮起をしていただいて、頑張ってください、これから予想されているそういった国民の底辺層が大変な状況に追い込まれる可能性を避けていただくような、政治に対して全力を挙げていただきたいというふうに思っております。

ついこの間、7月の末、テロによる安倍首相の暗殺、そして自民党の参院選による歴史的な大勝をピークにし、この1か月間、非常に、毎日毎日テレビや新聞、週刊誌、あるいはユーチューブ等々のSNSも含め、連日狂ったように、いわゆる暗殺の関連、あるいはそれに伴う統一協会の問題、あるいはそれを踏まえた上での今後の政治と宗教、あるいは民主主義と政治、あるいは議員とモラルとかいろいろなものが最近、本当に狂ったように毎日毎日流されておまして、それらを我々も一議員としてどう分析し、どう冷静に自分の立ち位置を考えていくかというのも、末端の議員であれ、指導者であるわけですから、そういう意味ではこれも単なる他人事です済ますわけにはいかないのかなというふうに今考えております。

これから述べることは私個人的な考えでもありますが、一応町長という立場にもありますので、町長の考え方で受け取っていただいても結構であります。銃撃犯と統一協会との関係、それからそのことに端を発し、忘れられていた洗脳商法や合同結婚式、いわゆるカルト宗教的団体と政界の結びつき、民主主義の基本であるそのことが選挙まで関与をされていたということも含め、その真実は両者の立場を聞くと分からないところもありますのですが、いずれにしても自民党の議員の約3分の1、150人を超す議員が様々な関係で付き合いがあるということも含めて考えたときに、しかもそれに加えて統一協会のせいで家族が、家庭が崩壊し、統一協会を憎むあまりに、その広告塔の役割を果たしたと誤認しているのか認識しているのか我々に判断はできないが、いずれにしてもそういった観点に立って銃撃をしたということを事実の根拠として今日の論議はいろんな面に発展し、果ては安倍元総理の国葬にまでその賛否が広がっている今現在、いわゆる政治家があまりに特定の宗教団体、それもカルト的宗教団体と深さを増すというのはいかがなものかというのは国民の大多数が考えていることでもありますので、当然のことかもしれません。

そして、そのことと国葬の問題が民主主義の観点からさらなる問題となっておるわけでありまして。国葬に対して支持率が今は逆転をしている昨今、反対が多数という状況になっている昨今の状況の中で、国民の代

表、いわゆる内閣の閣議、いわゆる選挙を通して多数が自民党を支持した。その自民党で選ばれてきている大臣がよって閣議決定したことは、民主的な手法の延長線上にあるから、閣議決定で決めてもこのことは正当であると主張している現在の与党に対し、あるいは内閣に対し、あるいは総理大臣に対し、国民の代表機関は国会であり、国会開催の要求を、憲法的にもちゃんと位置づけられている要求を、期限が明記されていないからだといっても、通念上間違いなく開かざるを得ないことは事実なわけではありますが、それらのものも要求を無視して、正当な手続も取らずに、いわゆるそういった閣議決定で押し通すという、その多数を占めている自民党内閣の、それは民主主義に対しての数の横暴であるというような、これこそが民主主義の破壊をしている最も典型的な例であるというようなことも、対する意見としてそれは野党の多くの意見であります。そんな意見が対立をし、国民がやや野党寄りに支持の軍配を上げているところでもあります。そういう努力もしない、多数を占めている自民党内閣の信任問題までもしかすると発展しそうな様相も呈しているというのは昨日から今日、今朝にかけての新聞によつての論調もそこら辺があるようなところでもあります。

そういう意味で、安倍元首相の葬儀を、法もルールも前例もない中、前例というのは吉田茂の国葬というのがあったわけではありますが、その前は天皇陛下だけということで、岸田首相の独断で行うことを国葬と言えるのか。このことに対しては、現在国葬とは言っていない。国葬儀と言っているというような非常に苦しい弁明をしておるわけですが、そういった意味でこれからそういったものに対する一連の行動は、もし不慮の事故死として既にこちら側の人間でない安倍元首相本人に今の状況を聞かせたときに、実行してくれとか、いや、そんなに騒がれているのでは辞退をすとか、もしかしたら、いろんな「死人に口なし」みたいなところを利用して、死んでからも、亡くなってからも政治的に利用されている安倍元首相は、不慮の事故死の上に、さらにあの世に行つてまで利用されていて気の毒なことであるというような論調もありまして、そこら辺を読むときに考えると何となくあるような気がいたします。

世論の動向は国葬反対が多数であり、内閣支持率も今後どのように進むか、相当下がってきておりますが、注視をしたいと思つています。国会を召集し、質疑をしっかりと説明責任を一応果たし、与野党の主張の違いがはっきりしたときに、多数にて与党の考え方多数を持っているわけではありますが、それで多数決ですばつと決めれば、それこそ手順を踏んだ上、今の結果と、もしかしたら数を持っている自民党がやろうとしている今の形とちょっと、いわゆる細かい作業を加えればですね、そういう意味でより民主的になるのではないかというようなことも考え、ちょっと自民党のある意味での、ここ3代にわたる、3代とは安倍、菅、今回の岸田。岸田には、逆に現内閣に対しては多少のそういったものからの脱却も個人的には期待をしているわけですが、やや今の時点では問答無用、数の力で手は抜いて、要旨だけ押さえれば議論はしなくてもよいと。あとは、答えない、言わない、隠す、あるいは担当者を異動させるとか、そういった主導は日本の今後に大きな悪影響を及ぼすことは事実だというふうに私も考えておりまして、私もこんな小さい町の一応指導者と言われる立場として、ぜひそこら辺のところは皆様と考え方を共有し、できるだけしっかりと、質疑も含め、かみ合わない場合もありますが、かみ合わないのも質疑をした結果でそういうことが起こるわけですので、ぜひ議論は大事にしていきたい。それが民主主義の基本だろつと思つておりまして、そういう意味での今の自民党の姿勢については謙虚さや誠実さにやや欠けているものが、ずっとこのところ数のおごりで、強引ないわゆる政権運営がなされているのではないかという感じがいたします。それをむしろ我々世論が見

るときに、正攻法でいっても結論はほぼ動かない、自民党が絶対多数を取っているのですから。なのに、なぜ黒く塗ったり、隠したり、そういったことをするかというと、卑しいところがあるからだろうとか、そういうものを黙認をする社会がどんどん、どんどん強くなってきているというような感じもいたしまして、それを許しておく我々国民の側もよくないのかな。虚偽答弁をする、黒塗りをする、裁判や警察にまでついこの間まであったわけですが、権力介入する。守りの手段を徹底的に使って逃げ切れれば、その後は国民は時間さえあれば忘れる。だから、数の力で押し切ろうとしているように映ってしまう。これが今の与党の姿ではないかというようなことで、その裏返しを考えれば、繰り返しますが、自分たちがやましいところがなければ正々堂々と質問を受け、論破し、それでも意見が違う場合には民主主義の論理で、数の論理でいけば、国葬がみんなの国会で論議をし、その結果として一致できなかったので多数決で国葬にしたと言えばそれで済むわけだと思いますので、そういった問題について手法がちょっと心配だなということを考えております。

さらに続きますが、今現在南地区で取り入れシーズン、東地区も入っているようであります。米価はコロナ禍における消費減少と在庫増加の理由で1俵当たりおおむね8,000円ぐらいまで暴落をした前年度米価がありますが、作付意欲の減退、あるいは加えて物価高騰によって、生産した製品は下がる、それを生産するための、先ほど申し上げました燃料費や肥料や農薬や電気代等々も全てうなぎ登りの上昇傾向の中、生産者によるそういった生産費が大きく影響を受けて、昨年はもちろん赤字だったということでもありますし、今年はそのようなことを踏まえて、多少上がる傾向ではあるということが流されておりましたが、今現在では一等米1,500円程度前年度より相場的には、それでも1万円を切っているということから考えれば、先ほど申し上げました、これからの10月からの値上げ等々を考えると、果たして十分な価格は出るのかどうか心配なところであります。収穫量においては、前年度と同等か、もしくはややいいということでもありますが、総合的に近い将来を見通したときには、農家の皆さんに対する苦しさを増す環境条件は決して緩んでいないということでもありますので、あわせて秋野菜の動向も心配されており、ぜひこの先、さらに加えて台風の被害などなどというようなことがないような形で、平穏で、取りあえず今年については進んでいただけるように祈念をいたすところであります。

迷走する台風11号も、ちょうど今頃群馬県の横側も過ぎたかな。日本海を北上しておるようでありますが、反転して北上する動き、90度ぐらい曲がった動き等々、非常に最近には例のない台風の動きが去年あたりから幾つか見えておりますので、この先油断をせずにいろいろ総合的に頑張っていきたいというふうに思っております。水災害がいよいよシーズンに入っております、この先12号から、その先幾つまでが発生するのか、我がほうへ影響があるのはどんな状態かということも非常に心配の種であります。それらも含めて必要性に鑑み、7月31日に、町民の皆さんでの反対の意見もそれなりにあったようでありますが、事の性質上ということで避難訓練は強行させていただきました。皆様方のご協力ですれなりの、やらないよりもということ踏まえての成果はあったわけであります。

あわせて避難所、いつも言っている、1,000年に1度の規模の被災想定では水災害に対する避難所は全く足りないという当町の大きな課題に対し、まずは自力でできる限りの対応策として、議会のご承認、バックアップもいただいて、北地区高台への車による避難場所の達成については、6月の議会後に発注をした関係で、受けた業者のほうの都合もあるようでありますが、できるだけ急がせておりますが、万が一の場合には、入れるところまでは車を入れるという覚悟はしておりますが、完成にはもしかすると10月いっぱいではいか

ないのかなという感じもしないではありません。そういう意味では、全力で業者に対してもその理由を申し上げ、せつかく投入する今年については、できるだけ万が一のときには利用できるようにということで、急がせているところでもあります。

また、今回ここで改めて申し上げなくてはならないことは、今までは板倉町の住民の世帯を、全く浸水しない、あるいは1階は浸水するが、2階は避難が可能、これが第2分類、第3分類、自主的に町外の親戚や友人その他へ避難する世帯、第4分類、ただいま申し上げました北、東地区への車による避難、そして第5分類で町内の各学校や指定避難所へ避難をするという、この5分類をそれなりに机上の計算で分類をしたとしても、これはそれで納得していただけるかどうかは別の問題だということも申し上げてまいりましたが、それでもなお1,500から2,000人近くがどうしても足りないということで、それを広域避難、いわゆるそれも公的広域避難、近隣町から県の施設等々も含めて、そこをどうしても当てにしなくてはならないというようなことも含めて真剣に対応してまいりましたが、なかなか県のほうからも胸がすかっと通るような返事は来ておりません。

という流れの中で、何とか自力で、他力本願でなくて、自分の町で、自分の町の1万4,000人の収容場所を万が一のときには確保する方法はないかということ徹底して考えてまいっておりまして、そこで1つだけ今の時点で申し上げますということでありますが、何とか公的広域避難を考えずに、我が町の先ほど言った広域、車で避難をしてきた人たちの駐車場の利用の仕方と、あとはそれに付随する東小学校、西、北小学校の庭、あるいはその近辺、保育園も含めてそういったものの駐車場も全て使って車1台当たり2人、前は2.5人の計算でしたが、2人で、俗に言う車中避難でできるだけ対応を、どういうふうにできるかということ、当初は、今この役場の駐車場みたいな意味で駐車スペースを取り、その間を通路で結ぶ、そういったものを初めは想定し出発をしたわけですが、それでは先ほど言ったようにどうしても1,500人から2,000人の皆さんが収容できないということで、駐車場そのものも全部満杯に使うというようなことも含め、した結果、計算上では全く浸水しないというのが約900人。そういった該当する、逃げる、避難する必要のない世帯。それから、1階は浸水するが2階は避難が可能、これは1,700人、おおむね600世帯。それから、自主的に町内や町外の高いところの親戚や友人その他へ避難する世帯、これがアンケート2回の結果として1,118世帯、2,894人という数字が出ているのですが、これが果たしてどの程度正確なのかというものにもよりますが、しかもその約半数が、そういう条件でそれはそれで承知しましたけれども、できれば私は皆さんと一緒に町の避難所で生活したいと。そうすると、それが2,800人と1,400人になってしまったのでは、全然やはり違ってきてしまうのです。

そういった皆様へのある意味での責任を持った説得工作も含め、これからそういったものが必要になってくるわけですが、さらにそれに加えて、北、東の車による世帯避難、先ほど言った1台2人、町営、今造っている駐車場避難所から近隣する学校の校庭まで同じような形で車を、1台が約4平米から4.5ぐらいのスペースで詰めますが、それで約7,000人、6,900人余が対応できるような感じがいたしまして、そうすると町の、ついこの間19号のときに4,000人の皆さんが十二、三か所の避難所に逃げ込んでいただきましたが、それがおおむね計算上では2,000人から2,000人ちょっとで済むと。いわゆる平米当たり2平米を検討、やむを得ないのでということで今まで答弁してまいりましたが、逆算をすると4平米に近い形で対応もできる可能性が出てきたということも含め、何とか1次避難に限っては、ある意味では行き場のない町民の皆さんにそ

のまま外へどこでも好きなように逃げてくださいといっても、その逃げてくださいという相手をどなたにするかという問題もありますから、非常に不可能に近い問題があったわけですが、いずれにしても、たださっき言ったように、車の約7,000人の人が、どこの地区の人のどなたが車1台2人で駐車場を利用していただくか。一家で、うちは6人いると。では、車3台で逃げていいのかとか、いろんな問題もあります。それらも含めて、これから先、皆様や、あるいは行政区長、あるいは今の時点で考えておりますことは、町民の代表の皆様方を通してしっかり議論していただいて、その責任の中で皆様も含めて決めていただくということで、町民の安心を、安全を担保したいというふうにも考えております。そういうような作業もこれから必要でありますので、この問題もまだ土地が造成がいわゆる仕上がらない段階でもございますが、一区切りがつかましたら、議会でも終わったら、そういう意味での議論する役員の検討委員会というか、仮称どういふふうにしたらいいかも含め、実際にそういう割り振る論議にも入ろうというふうに。それが恐らく相当激論と応酬になりますので、これは議会の皆さんも全員参加をしていただいて、向かい風も、あるいは応酬する非難も含めてまともに受けていただきながら、我々と一緒にですよ、合意を取っていきたいというふうにと考えるところであります。

さて、そういったことをもろもろ述べまして、もう既に相当な時間がたっておりますが、決算議会ということで細部についてこれでも大ざっぱに話をさせていただいているところであります。令和3年度における今議会主要施策の成果も含めてご議論をいただくわけではありますが、一般会計総務費ではご承知の南地区路線バスの廃止に伴い、代替の無料コミュニティーバスの運行開始。昨年の10月には衆議院選挙が行われております。

民生費、衛生費では、国保、介護、あるいは後期高齢者それぞれの特別会計への繰出金の増額のほか、コロナワクチン接種の2回実施と3回目の打ち始めまでを前年度では行ってございまして、その他のコロナ対応策等々も県と連携の下に実施してございまして、群馬県の中でも65歳以上の4回接種率とか、そういったものについては相当、ある意味では高い位置にいるのだろうというふうには自負をいたしております。

農林水産業費では、五箇谷地区の圃場整備あるいは城沼地区簡易圃場整備及びそれに関する水路整備等を実施いたしております。商工費では産業団地あるいは産業誘致、商業施設誘致促進奨励事業の継続を全力でいたしております。そういう意味では進出企業への支援を積極的に行ったことでニュータウンの産業用地については完売となりまして、今現在を線路を沿う、いわゆる町の駐車場とトライアルの間にも有数の会社さんが、一応まだアポの段階ではありますが、交渉中ということでもあったりして、明るい方向へ動いている状況でもございます。

そういったことも含めて、土木費ではご承知の道路長寿命化修繕、町単独生活道路整備事業をさらに進めておりますし、消防費という分類になりますが、総務費に、安全安心係になっておりますが、先ほど申し上げました洪水時避難対策としての北、東地区による緊急避難場所の整備に着手をし、現在測量を行った上に、完成に向けて事業展開をしておるところでもあります。国土強靱化地域計画の策定も行ってございまして、また教育費ではGIGAスクール構想のさらなる進展を目指して、ICT環境の整備も実施いたしております。

新型コロナ感染症対策については、令和2年度に続き、3年度も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を通して、避難所感染予防対策や住民移住の促進、それからオンライン会議対応施設整備とか、子育て世帯臨時特別給付金の拡充支給とか、いろんな事業を展開させていただいております。決算額で

歳入総額は68億7,600万円、歳出総額は59億9,160万円でございます。そういったことで、その差が約8億円余となりましたが、歳入予算に対する収入の割合は106%、それから予算額に対する決算額が、歳出予算に対する93%の結果でありました。コロナ関係予算も国、県より回数も含めて多くの対策費が執行されておりました。町としてもコロナ関連は別として、逆に多くの各種事業の展開にコロナの関係で影響が出たことによって歳出執行率が僅か低下をし93%、先ほど申し上げました程度の結果になったと言えます。基本的には収支の中の収入計画の95%、支出予定額の105%を念頭に予算を編成いたしておりますので、それよりも繰越予算が幾分か多くなったと。二、三億円多くなっているということが先ほどの数字の分析結果であります。

また、町債額は増加傾向であり、中でも一部事務組合の返済負担金が増加状況にあります。加えて、庁内各公共室の老朽化、これは庁舎を除いて全てが40年、50年、60年に近い状況になってきておりました。それらの修繕費も増加しており、今後の世界的な物価、燃料高騰の収束気配がない中、突発的な自然災害の増加といわゆる緊急な対応の必要性も、そういったものに備えなくてはならないことを踏まえ、それに加え新型コロナウイルスの一進一退も現状においてはまだ当分、当面続くということも含め、国全体はもちろんのこと、貧富の差拡大をさらに伴いながら、町民全体の疲弊も個人の疲弊も、あるいは自治体の疲弊も進んでいくことは予想されるため、経済全体の疲弊に対しより一層気を引き締め、しっかりとした財政運営が求められることを覚悟いたしておりました。またそうなることも必至であります。ご理解をお願いをできればと思います。

長々お話を申し上げましたが、以上、一般会計における成果と概要を簡単にご説明し、諸般の世界情勢も含めた、我々に直接影響する物価の関係、あるいは病気、あるいは事故、いろいろな面からの、天災も含め諸般の情勢を具体的に述べさせていただきました。今議会ではご承知の諮問第3号から始まって16議案についてご審議をいただく予定であります。よろしくご審議いただき、結果として全議案原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。昨今の社会情勢に対する町長見解も併せて申し述べたということで、議会冒頭の挨拶といたしたいと思っております。

大変長時間にわたりありがとうございました。ご清聴ありがとうございました。

○諸般の報告

○今村好市議長　ここで諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、請願、陳情につきましては、お手元に配付した文書表のとおり、請願1件、陳情1件が提出されております。なお、陳情1件につきましては、議員配付のみとなりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、人事案件3件、報告1件、専決処分事項の承認2件、条例の制定議案1件、条例の一部改正議案1件、補正予算議案3件、決算認定5件、請願1件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○今村好市議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

11番 市川初江 議員

1番 小野田富康 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○今村好市議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、8月19日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

荒井議会運営委員長。

[荒井英世議会運営委員長登壇]

○荒井英世議会運営委員長 それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件につきましては、8月19日に開催した議会運営委員会で協議した結果、会期は本日9月6日から14日までの9日間と決定いたしました。

議事日程ですが、本会議初日の本日は、諮問第3号、同意第2号、同意第3号について、提案者からの提案理由説明の後、議案ごとに審議、決定いたします。次に、報告第4号について、提案者からの報告を受けます。次に、承認第6号、承認第7号、議案第26号、議案第27号について、提案者からの提案理由説明の後、審議、決定いたします。次に、議案第28号から議案第30号の令和4年度補正予算関係3議案について、提案者からの提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。次に、認定第1号から認定第5号の令和3年度の決算認定5議案について、提案者からの提案理由の説明の後、予算決算常任委員会へ付託いたします。最後に、請願第2号について、産業建設生活常任委員会へ付託し、本日の本会議の日程を終了いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算議案の審査及び委員会採決を行います。また、予算決算常任委員会終了後、総務文教福祉常任委員会、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。なお、産業建設生活常任委員会においては、併せて付託された請願1件の審査を行います。

第2日目の9月7日は、3名の議員が一般質問を行います。また、一般質問終了後、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係3議案について委員長から審査結果報告の後、審議決定し、本会議2日目を終了いたします。

第3日目の9月8日、第4日目の9日、休日を挟み第7日目の12日の3日間は、予算決算常任委員会を開催し、付託された令和3年度の決算認定5議案について、各課局ごとに決算審査を行います。なお、審査最終日となる9月12日には、決算全体に対する総括質疑の後、委員会採決を行います。

第8日目の9月13日は、休会とします。

最終日となる第9日目の9月14日は、予算決算常任委員会へ付託した令和3年度の決算認定5議案及び産

業建設生活常任委員会へ付託した請願1件について、委員長から審査結果報告の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、8月26日に予算決算常任委員会で実施した事務事業評価の評価結果について、委員長からの報告を行います。最後に、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了いたします。

以上で報告を終わります。

○今村好市議長 報告は終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認め、今定例会の会期については、委員長報告のとおり、本日6日から14日までの9日間と決定いたしました。

○諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○今村好市議長 日程第3、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 それでは、早速、いわゆる議案の審議ということで、諮問第3号でございます。人権擁護委員候補者の推薦についてということで、よろしく願いをいたします。

本案は、現在人権擁護委員の任にありますが松村美枝子氏が令和4年12月31日をもって任期満了となりますので、本人の退任の意向も強うございますので、それに伴う後任者の人事ということでございます。人権擁護委員は法務大臣が委嘱するものでございますが、委員の推薦につきましては、議会の意見を聞いて推薦をするものとなっております。推薦に当たり慎重に人選を行いました結果、氏名、山口秀雄氏、

を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。山口秀雄氏は、人格は誠実で、地域においても信望が厚く、町行政にも精通しており、人権思想の普及及び人権啓発活動等、人権擁護委員の職務を遂行していただけるものと考えております。

以上ご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

改めて、人事案件でございますので、これ以上の説明を予定をいたしておりません。よろしく願いします。

○今村好市議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

それでは、諮問第3号について採決いたします。

原案のとおり適任者とすることに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、諮問第3号は原案のとおり適任者とすることに決しました。

○同意第2号 板倉町教育委員会委員の任命について

○今村好市議長 日程第4、同意第2号 板倉町教育委員会委員の任命についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、同意第2号 板倉町教育委員会委員の任命についてでございます。

本案は、現在板倉町教育委員会委員の任にあり矢嶋廣紀氏が令和4年9月30日をもちまして任期満了となりますので、それに伴う人事でございます。任命に当たり慎重に人選を行いました結果、氏名、矢嶋廣紀氏、
を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。矢嶋廣紀氏は、平成30年10月から板倉町教育委員会委員として約4年間、その高い見識に基づいた指導力、行動力を十分に発揮し、引き続きその職務を遂行していただけるものと考えております。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願いいたします。

改めて担当課長の説明はこれ以上は予定をいたしておりません。よろしく申し上げます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○今村好市議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

それでは、同意第2号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決しました。

○同意第3号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○今村好市議長 日程第5、同意第3号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 前段は大変ありがとうございました。引き続き同意第3号であります。板倉町固定資産

評価審査委員会委員の選任についてであります。

本案は、現在板倉町固定資産評価審査委員会委員の任にあります鈴木喜一郎氏が令和4年9月19日をもって任期満了となりますので、それに伴う人事でございます。選任に当たり慎重に人選を行いました結果、氏名、鈴木喜一郎氏、を引き続き選任いたしたく、
地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。鈴木喜一郎氏は、平成27年5月から固定資産評価審査会委員として3期7年間（1期目、前任者の残任期間）の経験に基づいた指導力、行動力を十分に発揮し、引き続きその職務を遂行していただけるものと考えております。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

同じく担当課長の説明は予定をいたしておりません。よろしく申し上げます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

それでは、同意第3号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで休憩を取りたいと思っております。

再開は10時30分からといたします。

休 憩 （午前10時19分）

再 開 （午前10時30分）

○今村好市議長 再開いたします。

先ほどの同意第2号 板倉町教育委員会委員の任命についての提案理由の中で訂正がありますので、願います。

栗原町長。

○栗原 実町長 先ほど教育委員会の委員さんで矢嶋氏を推薦したいということでご同意をいただいたのですが、その個人のプロフィールの中での生年月日、と読んだつもりではいたのですが、
と聞こえたという人が圧倒的多数でありますので、私の間違いということでございます。個人の生年月日ですので、慎重に、おわび申し上げ、訂正をしたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○報告第4号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○今村好市議長 日程第6、報告第4号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、町長より報告を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、報告第4号でございます。令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてということであります。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告をするものであります。

初めに、健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率となっております。

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくりなど、町の行政事務本体、すなわち一般会計における赤字の程度を示す指標であります。本町においては実質赤字ではないため、実質赤字比率は算定されません。なお、早期健全化基準は15%、財政再生基準は20%となっております。

連結実質赤字比率は、町の全ての会計の黒字と赤字を合算し、赤字額が黒字額を上回る場合にその程度を示す指標であります。本町におきましては、全ての会計が実質赤字または資金不足ではないため、連結実質赤字比率は算定されません。なお、早期健全化基準は20%、財政再生基準は30%となっております。

実質公債費比率は、町の一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標であります。本町における実質公債費比率は6.2%でございます。なお、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっております。

将来負担比率は、町が翌年度以降において負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務等の大きさを示す指標です。令和3年度は、充当可能基金と元利償還金の普通交付税における基準財政需要額算入見込額を合わせた充当可能財源等が町債残高などを主とした将来負担額を上回ることとなったため、将来負担比率は算定されません。なお、早期健全化基準は350%、財政再生基準はありません。

次に、資金不足比率です。資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の大きさを示す指標であります。公営企業会計ごとに算定することとなっております。本町では下水道事業特別会計が該当となりますが、資金不足ではないため、資金不足比率は同じく算定されません。なお、早期健全化基準に相当する経営健全化基準は20%でございます。

以上、監査委員の監査を受けた上でのご報告であります。監査委員の審査意見書はお手持ちのとおりでございますので、御覧をいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○今村好市議長 以上で報告第4号を終わります。

○承認第6号 専決処分事項の承認について（令和4年度板倉町一般会計補正予算（第3号））

承認第7号 専決処分事項の承認について（令和4年度板倉町一般会計補正予算（第4号））

○今村好市議長 日程第7、承認第6号 専決処分事項の承認について（令和4年度板倉町一般会計補正予算（第3号））及び日程第8、承認第7号 専決処分事項の承認について（令和4年度板倉町一般会計補正予算（第4号））を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 引き続きお願いを申し上げます。承認第6号及び承認第7号につきましては、一括して説明をいたします。

初めに、承認第6号です。本案は、令和4年6月23日付にて専決処分を行った令和4年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について改めて承認を求めるものであります。

本補正予算につきましては、第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,060万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億1,981万4,000円としたものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に2,060万7,000円を追加し、歳出につきましては、民生費に同額2,060万7,000円を追加したものであります。

補正及び専決処分の理由ですが、令和3年度に国において住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付することが決定され、給付しています。令和4年度においても同様の給付をすることが決定されましたので、その費用及び事務経費を予算計上したものであります。速やかな支給開始が求められておりまして、システム改修や通知発送等を迅速に行う必要があることから、やむなく専決処分を行ったものであります。

次に、第7号であります。本件につきましては、令和4年7月29日付の専決処分を行った令和4年度板倉町一般会計補正予算（第4号）についての承認を求めるものであります。

本補正予算につきましては、第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,063万円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億8,044万4,000円としたものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に6,620万5,000円を追加し、繰入金から557万5,000円を減額、歳出につきましては総務費に5,763万円、農林水産業費に300万円を追加をしたものであります。

補正の理由であります。5月半ばに国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の上限額が示されました。これを受け、実施事業の検討と既に予算化した事業費の精査を行い、総務費の感染症対策費に6事業を新設、1事業を内容追加したものであります。また、5月27日の降ひょうにより、農産物及び農業施設に被害が発生いたしました。その被害に対する見舞金の支給を追加をしたものであります。

補正及び専決処分の理由であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業については、実施計画の提出期限が7月中であったことから、農作物等災害見舞金については早急な対応が望ましいことから専決処分を行ったものであります。

以上、ご報告を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

改めて担当課長の説明は予定をいたしておりませんが、よろしくご配慮、ご審議をいただきたいと思います。

○今村好市議長 説明が終わりました。

初めに、承認第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより承認第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

青木議員。

○10番 青木秀夫議員 これ、国からの交付金が6,600万円来て、その使い道なのですけれども、この基金に550万円ほど減額補正してあるのですけれども、これはどういう理由で基金に減額されたのですか。国から来た金というのは、使い道は、これは制限されていないのですか。余ったら基金に積み立ててでも何でもいいのですよと、そういう趣旨のものなのですか。

○今村好市議長 伊藤企画財政課長。

〔伊藤良昭企画財政課長登壇〕

○伊藤良昭企画財政課長 第4号の補正につきましては、国庫支出金で国から6,620万5,000円が追加になってございます。支出に関しましては、総務費に5,763万円、農林水産業費に300万円を追加をいたしてございますので、その差額分については繰入金から557万5,000円を減額をしたということです。歳入と歳出の調整を図ったということございまして、国庫で来ている金額につきましては、そこまで達しない場合については返還と。返還というか、これから来るお金ですので、その分については町のほうに入ってこないというものでございます。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 コロナ感染対策として6,600万円ほど。これはひもつきではないのですか。余ったら返還するのでしょうか。余ったら返還するのですけれども、それは分かるのです。だから、財政調整基金に減額補正、結果的にこれは財政調整基金に550万円積み立てているわけだよね。そういうことでしょうか、減額しているということは、これは。違う、これは。

〔「繰入れです」と言う人あり〕

○10番 青木秀夫議員 繰入れなのだけれども、繰り出したのだよ、これは結果的にはね。三角、マイナスなのだから。そういうことでしょうか。これに使ってもいいという趣旨なのですか、これは、国の感染症対策費は。

○今村好市議長 伊藤企画財政課長。

〔伊藤良昭企画財政課長登壇〕

○伊藤良昭企画財政課長 歳入に関しては国庫補助金で6,620万5,000円入ってきます。それが歳入の分で計

上してございまして、歳出の部ですけれども、総務費のほうで5,763万円、それと農林水産業費で300万円を追加してございまして、この支出の合計が6,063万円というふうになってございまして、その差額分について、歳入のほうで予算をしておりました繰入金、これが557万5,000円不用になりますので、そちらを減額をするということでございます。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 だからそれを、それを聞いているのではないの。6,600万円感染症対策費で、国から交付金として来たわけでしょう。その使い道は、本来は感染症対策費として使わなければならないのでしょう。

〔「そういうことです」と言う人あり〕

○10番 青木秀夫議員 ところが、基金に積み立てているんだよ、これ、550万円、余った金を、結果的には、そういうことをしても国は認めるのですかと聞いているのです。その余った、本来なら返さなくてはいけないのを、これ返さない仕組みになって、町の基金に積み立てているわけだよ、余った金。それでも国はそれを承認してくれるのですかというのだ。

それともう一つ、今課長の説明だと、農作物の見舞金300万円でも、これは感染症対策費として認めてくれるのですか。その対象になるのですか。

○今村好市議長 伊藤企画財政課長。

〔伊藤良昭企画財政課長登壇〕

○伊藤良昭企画財政課長 まず、後段からですけれども、300万円の関係については、これは国のお金は使いません。

〔「使えないよね、その300万円は別」と言う人あり〕

○伊藤良昭企画財政課長 はい、これは別の……

〔何事か言う人あり〕

○伊藤良昭企画財政課長 これは別のものがございます。

〔「一般財源ですね」と言う人あり〕

○伊藤良昭企画財政課長 はい。それで、コロナの感染症対策で、今回取組事業費は全体で6,363万円の事業が計上してございます。臨時交付金で6,620万5,000円を計上しておりますが、今回補正予算の対象事業については5,763万円ということで、差額については257万5,000円、これは町の単費で行いますが、これ以降、今年度全体で取り組む事業、全体で国から来るお金を上回る事業費であれば国のほうに返還するということはありませんが、上限額よりも下回った分については、そこまでしか国からのお金は入ってこないということでございます。

〔「何か意味不明な……」と言う人あり〕

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 意味不明な答弁しておるのですけれども、もっとはっきり言いなさいよ。6,600万円の交付金が来たのでしょう。それで、実際はこれ5,700万円使っているわけだ、ね、感染症対策費として。さっきの見舞金の300万円は交付金を使っていないで一般財源を使っているのだから、さっきそれも入れて6,000万円だと言ったけれども、そういうごちゃごちゃ言うのではないよ。その上で5,700万円使ったのだから

ら、この差額の800万円ぐらいあるのだよ、これね。その800万円については、本来使わないと、余った金だから、国に返還しなければならないのではないかなと私は思うのです。ところが、課長の話だと、何かわけの分からないことを言っているわけだよ。550万円基金にこれは減額補正しているのだから、結果的には基金に積み立てることと一緒にのだよね。本来は基金から繰り入れるべきものを繰入れなくて済むということは、繰入れの逆なのだから。そうでしょう。だから、そういう言葉の遊びみたいなことをやめて、ちゃんとしっかり説明しなくては。私が聞いているのは、6,600万円から5,700万円しか使わないと。すると、差額の800万円は板倉が勝手に使ってしまったっていいのかだ。それとも、ひもつきで、余ったら国に返すのか、どっちなのですかというのを聞いているのです。

○今村好市議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 それについては、使わなかった分については返さなければいけない内容でございます。

〔「でしょう」と言う人あり〕

○伊藤良昭企画財政課長 はい。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 ひもつきではなくて、何に使ってもいいのですかと。貯金したっていいのという意味で聞いているのです。会計上は貯金も支出なのだよ、これ、550万円の。だから、貯金してしまっても感染症対策費と同じように扱ってくれるのかいということを聞いているのです。

○今村好市議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 それにつきましては、感染症対策に関わるものでなければ対象にはなりません。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 これはどうなの、この550万円基金に。返還するわけだ、これは。実質これは基金に積み立てると同じなのだ、逆のことで言えば。

○今村好市議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 取組事業はこれだけではございませんので、全て1年間でトータルで取り組んだ事業、またこの後出てくることも想定されておりますので、下回れば返還しなければいけない。上回ったとしても、上限までしか国からは来ないというような内容です。

〔何事か言う人あり〕

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 同じことを。私が聞いていること、意味は分かるでしょう、ね。聞く耳持たないの。易しい話だよ、難しい話ではない。小学校の算数みたいなものだよ、これ。国から6,600万円来て、そのお金が感染症対策に使わなければならないのだというのであれば、それに使い切れなくて余った金は国に返還しなければならないのではないのですかと。先ほど課長の説明だと、基金に積み立てる金も感染症対策費に認めてくれるのだというのなら分かるのです。そんなことも認めてくれるのですかというのです。そしたら、

さっき何か変な話が、話が広がって行ってしまって、今後の使い道がどうのこうのとか、そんな話ではおかしいでしょうよ。

[何事か言う人あり]

○今村好市議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 では、すみません。代わりまして、私のほうからご説明申し上げたいと思います。

まず、第4回目の補正予算書の7ページを御覧になっていただきたいと思いますが、6目の企画費の補正財源の内訳のところを見ていただくと、特定財源が900万円、これは国庫支出金、これが今回の臨時交付金です。一般財源は600万円の減額になっています。ということは、これは奨学金の返還支援金の関係ですけれども、今年度の当初予算では600万円の予算計上をいたしておりまして、その財源は全額一般財源を充てたということであったのですが、今回の国の臨時交付金が上限額が示されたということで、この財源に全額臨時交付金を充てるということに切り替えましたので、一般財源の600万円が不用になったということが1点であります。

それから、16目の感染症対策費も同様でありまして、これも当初の予算では町の一般財源充当額が257万5,000円あったわけですが、これも全額を臨時交付金を財源として充当するということに切替えをいたしましたので、ここでは国庫支出金が5,720万5,000円ということになります。

今度8ページを見ていただきたいと思いますが、6款の農林水産業費の3目農業振興費のところでは補正、今回300万円追加で計上しておりますけれども、ここの財源内訳は一般財源が300万円ということでございますので、この不用になった一般財源と新たに必要になった一般財源、不用になった一般財源が857万5,000円、新たに必要になった財源が300万円ありますから、差引きをしますと、一番下の欄にあるとおり、557万5,000円の一般財源が今回必要なくなったということになります。したがって、優先的に国の臨時交付金を財源に充当するということにしましたので、一般財源としての基金繰入金はこの557万5,000円を減額をするという補正予算に至ったわけでございますので、そういったことをご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 意味が分かってきたけれども、駄目でしょう、課長、そんな。要するに、こういうことなのでしょう、そうすると、5,700万円に900万円足すと6,600万円になるよね。だから、移住支援事業というのが感染症対策費に充てていいよと、その予算をね。だから、前には町の一般財源で充てていたわけだ。それを振り替えたわけだ、これにね、感染症対策費に。だから、それを使っているわけだ。だから、プラ・マイ・ゼロになって、国に返さなくたっていいのだということになると、結果的には一般財源を充てていたものが要なくなるから、一般財源を減額するということがこれは基金の減額補正をしたわけだ。そういうことなのでしょう。収入と言うけれども、三角というのは支出と一緒にのだからね。これ、収入、歳入と言うけれども、三角になったら支出になるのではないか。これを見ると、基金にこれは繰り出している。積み立てていることになってしまっているのだよ、これ、実質。そういうことなのでしょう。その辺をよく理解して説明すれば、要は、だから感染症対策費の6,600万円は使ったということなのだよ。だから、返さなく

たっているということで、中里副町長の説明はそういうことだね。さっきだと、余ってしまうから、その余った金を貯金してしまっているのかいといって、私は疑問に思ったから聞いたのです。貯金しているのではないのだ、これは。振り替えたらずってしまったのです、そのお金がね。分かりました。

○今村好市議長 ほかに質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより承認第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

○議案第26号 板倉町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の制定について

○今村好市議長 日程第9、議案第26号 板倉町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第26号ということになります。板倉町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の制定をしたいということでご提案を申し上げるところであります。

本案は、現在整備中であります西岡地区及び海老瀬地区、いわゆる北地区及び東地区の洪水時緊急避難場所に国庫補助事業を活用して、災害時に必要となる食料、飲料水、生活必需品の備蓄及び防災資機材等の保管のための防災備蓄倉庫を設置するに当たり、その良好な管理及び適正な利用を図ることを目的に制定をしたいというものであります。また、これまで設置してきました防災備蓄倉庫につきましても、本条例中に位置づけをし、併せて良好な管理及び適正な利用を図っていきたいというものでもあります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

内容は今申し上げたとおりのものでありますので、改めて担当課長の説明は予定をいたしておりませんが、質問があればどうぞというところでもございます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

議案第26号 板倉町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第26号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議案第27号 板倉町揚舟運航条例の一部を改正する条例について

○今村好市議長 日程第10、議案第27号 板倉町揚舟運航条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第27号であります。板倉町揚舟運航条例の一部を改正する条例についてということでご審議をお願いするものであります。

本案は、揚舟運航事業の運営における小学生以下の乗船者利用料を、無料から、やむを得ず500円に改正をしたいというようなものであります。

改正理由といたしましては、令和4年6月の春の揚舟運航事業より、揚舟乗船者への保険加入を、これまで加入をしていた傷害保険に加えて賠償責任保険にも加入したことに伴い、いわゆる損害賠償責任の受入額を上げたということに伴い、賠償に係る保険料が当然増額をしたため、小学生以下の乗船者利用料の引上げを行い、今後の継続的な事業運営を図るものであります。無料で乗せている小学生に対しても保険料等々も含めて相当額がかかるため、最低限の、保険料相当額になるかどうかは、匹敵するかどうかは別として、500円程度お願いをするべきであるという考えに至ったことによる提案ということであります。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

改めてこれについても担当課長の説明は予定しておりませんが、質問があればやぶさかではございませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

○今村好市議長 説明が終わりました。

議案第27号 板倉町揚舟運航条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 6番、針ヶ谷です。よろしくお願いいたします。2点ほどお願いします。

1点目は、この条例が通過した場合に公布の日から施行するという記述になっておりますが、ただ運航日がある程度規定されていますので、具体的な日にちが確定するかと思います。ですので、何月何日の運航からこの料金が改定されるのか、分かればお教えいただければと思います。

2点目は、今月号の広報にこの揚舟の記事が掲載されていたと思うのですが、料金のところでは1人1,000円の記述で止まっていたかなと記憶するのです。子供の分も無料ですとか、あるいは何月何日から増

額ですとかという部分の記載が抜けて、1人1,000円ということで、ちょっと協議会に出られなかったもの
ですから、料金設定が乗る人全員1,000円なのかなというふうな認識に取れたものですから、その辺も説明
をお願いいたします。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 それでは、針ヶ谷議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、初めのこの条例の「公布の日から」ということなのですけれども、一応秋の揚舟が9月17日から10月
30日まで、祝日も含めまして17日間運航を予定しております。よって、この条例の関係で皆さんの承認を
いただければ、大人1,000円、それと子供500円ということで9月17日から徴収をしたいというふうに考えて
おります。

2番目の広報紙の1,000円ということにつきましても、先ほどの答弁と同じように、この条例で議決され
た暁には、9月17日から大人1,000円、子供500円ということで利用料を徴収したいというふうに思っており
ます。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。広報紙の中にただし書が多分なかったと思うのです、子
供の料金について。1人1,000円という記述だけにとどまっていたと思うので、誤解が出てくるのかなとい
う気がするのです。町内の方、町外の方分からないですけれども、やはりその辺の誤解は解いたほうがいい
のかなと思うのですけれども、何か方策を考えてその辺やったほうがいいかな。あるいは、何月何日からこ
の料金に改定します旨の通知を出すなり、その辺の手当てをしたほうがいいと思いますが、いかがお考えで
しょうか。

○今村好市議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 お答えしたいと思います。

ご指摘大変ありがとうございます。やはり担当としましては、議決をもらう前に子供500円というのを入
れることはできないというのがありまして、今回の広報紙については単純に1,000円という形で掲載させて
いただいたわけなのですけれども、議決された暁には、ちょっと、今度広報紙は10月になってしまう部分も
あると思うのですけれども、そこら辺については広報紙を利用しながら訂正という形を検討させていただく
ことと、当然揚舟の会場につきましては大人1,000円、子供500円という形で掲載をして、結構町外の方のほ
うが多いので、そこら辺は話ししてご理解いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願
いしたいと思います。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 町外の方については、ホームページ等での情報伝達が可能かと思っておりますので、改
めてホームページ等もよろしくお願ひできればと思います。

以上です。

○今村好市議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第27号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議案第28号 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について

議案第29号 令和4年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第30号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○今村好市議長 日程第11、議案第28号 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についてから日程第13、議案第30号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 引き続き、お疲れのところではありますが、ご議論をお願いをしたいと思います。

まずは議案第28号から、ただいま議長の指示のとおり、30号までの3議案につきまして一括説明でお許しをいただければと思ひまして、そういったことを前提に提案の理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第28号 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

本補正予算は今年度第5回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,122万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億9,167万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方交付税に1億7,633万7,000円、国庫支出金に6,085万6,000円、県支出金に1,369万1,000円をそれぞれ追加し、繰入金から1億2,605万6,000円、町債から1,360万円をそれぞれ減額をするものであります。

歳出につきましては、総務費に1,525万5,000円、民生費に162万8,000円、衛生費に6,066万1,000円、農林水産業費に2,498万4,000円、教育費に1,595万円をそれぞれ追加をし、商工費から450万円、土木費から275万円をそれぞれ減額をするものであります。

以上で令和4年度板倉町一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただくところであります。

次に、議案第29号 令和4年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを説明いたします。

本補正予算は今年度第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ268万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億7,445万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に26万4,000円、繰入金に26万4,000円、繰越金に215万8,000円をそれぞれ追加するものであります。

歳出につきましては、総務費に52万8,000円、諸支出金に215万8,000円をそれぞれ追加するものです。

以上で令和4年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明といたしたいと思います。

そして、議案第30号であります。令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本補正予算は今年度第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ275万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億931万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金から275万円を減額をするものです。

歳出につきましては、下水道費から同じく275万円を減額をするものであります。

また、債務負担行為につきましては、板倉町公共下水道事業公営企業会計システム導入業務について、期間を令和5年度から令和10年度まで、限度額を1,320万円とするものであります。

以上で令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わりたいと思います。

以上、議案第28号から29号、30号ということでご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いをいたします。

以上であります。

○今村好市議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第28号から議案第30号の3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、議案第28号から議案第30号の3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○認定第1号 令和3年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和3年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○今村好市議長 日程第14、認定第1号 令和3年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第18、認定第5号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 命によりまして、私のほうから提案理由を申し上げさせていただきます。

認定第1号から認定第5号につきましては、令和3年度各会計の決算認定でありますので、一括してご説

明をいたすものでございます。

初めに、認定第1号 令和3年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてをご説明いたします。

当初予算額は、歳入歳出ともに55億7,600万円でありました。12回の補正予算や前年度からの繰越明許費繰越額を含めた最終予算現額は64億8,824万4,000円となりました。

歳入総額は68億7,620万4,293円で、予算現額に対する収入割合は106.0%でした。

歳出総額は59億9,139万1,289円で、予算現額に対する執行割合は92.3%となり、歳入歳出差引残額8億8,481万3,004円の繰越しとなりました。

また、翌年度へ繰り越すべき財源2,439万2,000円を差し引いた実質収支額は8億6,042万1,004円となりました。

以上で令和3年度一般会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、認定第2号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを説明いたします。

当初予算額は歳入歳出ともに1億7,295万6,000円でありましたが、1回の補正予算を含めた最終予算現額は1億7,654万3,000円となりました。

歳入総額は1億7,588万954円で、予算現額に対する収入割合は99.6%でした。

歳出総額は1億7,342万8,522円で、予算現額に対する執行割合は98.2%となり、歳入歳出差引残額245万2,432円の繰越しとなり、実質収支額も同額となります。

以上で令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、認定第3号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを説明いたします。

当初予算額は歳入歳出ともに19億8,608万2,000円でありましたが、1回の補正予算を含めた最終予算現額は20億447万2,000円となりました。

歳入総額は19億3,799万7,015円で、予算現額に対する収入割合は96.7%でした。

歳出総額は18億5,483万6,485円で、予算現額に対する執行割合は92.5%となり、歳入歳出差引残額8,316万530円の繰越しとなり、実質収支額も同額となります。

以上で令和3年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、認定第4号 令和3年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを説明いたします。

当初予算額は歳入歳出ともに13億4,282万4,000円でありましたが、3回の補正予算を含めた最終予算現額は12億9,456万3,000円となりました。

歳入総額は12億8,135万5,555円で、予算現額に対する収入割合は99.0%でした。

歳出総額は12億4,049万1,673円で、予算現額に対する執行割合は95.8%となり、歳入歳出差引残額4,086万3,882円の繰越しとなりました。実質収支額も同額となります。

以上で令和3年度介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、最後となりますが、認定第5号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを説明いたします。

当初予算額は歳入歳出ともに2億398万9,000円でありましたが、2回の補正を含めた最終予算現額は2億3万2,000円となりました。

歳入総額は2億1,021万8,477円で、予算現額に対する収入割合は105.1%でした。

歳出総額は1億9,034万6,709円で、予算現額に対する執行割合は95.2%となり、歳入歳出差引残額1,987万1,768円の繰越しとなり、実質収支額も同額となるものであります。

以上で、令和3年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

なお、各会計における監査委員からの審査意見書は、別添のとおりであります。

また、各会計における主要施策の成果については別冊のとおりでありますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上、認定第1号から認定第5号までを一括してご説明いたしましたので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○今村好市議長 説明が終わりました。

ただいま議題となっております令和3年度各会計の決算については、監査委員による決算審査が行われておりますので、監査委員より審査結果の報告を求めます。

荒井監査委員。

[荒井英世監査委員登壇]

○荒井英世監査委員 令和3年度決算審査についてご報告申し上げます。

令和3年度の一般会計及び特別会計の各決算審査については、令和4年8月3日に実施いたしました。この件につきましては、館野監査委員と共に既に栗原町長にご報告申し上げます。

それでは、令和3年度板倉町の一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計の歳入歳出決算について、計数の正確性、予算執行状況の適否等を審査したので、その結果を報告いたします。

令和3年度の一般会計及び特別会計の各決算は、計数に誤りがなく、適切な予算執行がなされていたものと認めます。

総体として、財政も健全に運営されており、有効かつ適切な予算の執行によって町民福祉の向上と地域社会の発展に努力されており、行政目的が大方達成されたものと認めます。

町債の借入額がここ数年増加傾向にあったため、今後はその返済や一部事務組合の借入れに対する返済分の負担金の増加が見込まれます。また、施設の老朽化による修繕費、原油価格、物価高騰や円安などの影響、さらに突発的な自然災害に迅速に対応するため、今後も支出の増加が予想されることから、財政運営についてより一層気を引き締める必要があります。

これらの状況を十分に認識し、健全な財政運営の堅持により一層の努力を期待するものであります。

以上、令和3年度決算審査の審査報告といたします。

○今村好市議長 審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。認定第1号から認定第5号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第5号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○請願第2号 町道2162・2164号線の拡幅整備について

○今村好市議長 日程第19、請願第2号 町道2162・2164号線の拡幅整備についてを議題といたします。

本請願は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○散会の宣告

○今村好市議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 （午前11時32分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 日)

令和4年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年9月7日（水）午前9時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第28号 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について

日程第 3 議案第29号 令和4年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第 4 議案第30号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	延山	宗一	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	今村	好市	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実	町	長
中里	重義	副	町長
赤坂	文弘	教	育長
峯崎	浩	総	務課長
伊藤	良昭	企	画財政課長
高瀬	利之	税	務課長
川田	亨	住	民環境課長
小野寺	雅明	福	祉課長
玉水	美由紀	健	康介護課長
橋本	貴弘	産	業振興課長
塩田	修一	都	市建設課長
丸山	英幸	会	計管理者

小	林	桂	樹	教 育 委 員 会 長
				事 務 局
橋	本	貴	弘	農 業 委 員 会 長
				事 務 局

○職務のため出席した者の職氏名

荻	野	剛	史	事 務 局 長
小	野	田	裕	庶 務 議 事 係 長
本	田	明	子	行 政 庶 務 係 長 兼
				議 会 事 務 局 書 記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○今村好市議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○今村好市議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

○一般質問

○今村好市議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問の時間は45分です。

森田議員。

[3番 森田義昭議員登壇]

○3番 森田義昭議員 3番、森田です。おはようございます。本日も通告書どおり質問をさせていただきます。

その前にですが、またまた大事件が起きました。参院選前に、7月初旬ですか、銃撃事件。上手に言葉にはできないのですが、この日本で銃撃による、それも大衆の目の前で、1発ではなく、2発も撃つことができた。それによって、有名な政治家が命を落とす衝撃的な事件でありました。本当に日本かと思われるような事件だと思います。

容疑者が行った暴力は、誰もが言いようがない、評価されるものではないが、報道でその後知らされる彼の境遇は厳しく、自分の胸のうちに湧き上がった怒りや悲しみ、恐怖を単純な何かにぶつけることができない、奥の深いところにあったのかなと、今になると思います。もちろんやった行動は、決して許されるものではないのですが、宗教団体による社会通念に反する行為は、自分が見ても目に余る、許し難い所業であったかと、最近に立ち上がった問題ではないと分かる。これは、社会問題と呼ぶべきものであり、またそうして表に出ていかなければならないのかなと思います。

とにかく思うように、宗教団体ですが、表に出さない。究極的には、それぞれの困難を自業自得という形で家族や個人への問題を閉じ込めてしまっているのではないかと思います。ここへ来て、政治家と呼ばれる人たちが、これからは一切関わりを持たないと言ってありますが、何ら解決へは行かないと思っております。

それでは、質問に入りたいと思います。今年の夏はどうか。梅雨の時期より、平年に比べて変わった季節だったのかなと思います。夏の始まりだったようにも感じますが、その後、まさしく梅雨が明けてから雨なども降り出して、それも所によっては大雨となって被害も出たという夏の始まりだったと思います。もちろんここへ来て気象庁は、梅雨明けは7月の中旬とか下旬とか、発表し直しておりますが、当町といたしまし

でも、川も増水をいたしましたし、やや心配もしました。ちょっとでも降りますと、水に弱い当町でありますから、何にかと気になります。もちろん防災ラジオですが、何の注意報もなかったのも、一安心を覚えております。また、防災ラジオのありがたさをまさに実感した次第です。

そして、9月、これから台風シーズンに入るわけですが、そこでお聞きします。これは、前回時間切れで質問できなかったのですが、その続きとなるわけですが、北地区と東地区の計画されている緊急避難場所の進捗状況を伺いたいと思います。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 それでは、ただいまご質問にありました緊急避難場所の進捗状況についてお答えをいたしたいと思います。

緊急避難場所の整備進捗状況でございますが、6月の定例会におきまして、工事請負契約の締結に係る議決を得て、現在、西岡及び海老瀬の両地区とも、早期完成に向け、工事を進めているところでございます。また、本定例会におきましても、緊急避難場所に設置する防災備蓄倉庫に係る条例の制定について審議いただいたところでございます。完成に向けて順調に進んでいると考えております。

具体的な状況をお話しさせていただきますと、両地区とも個人所有の支障物件の撤去等の工事が完了しまして、区画ごとの整地工事を実施中でございます。今後、碎石を敷く路盤工事や側溝設置工事といった避難場所の本体工事と並行して、周辺の道路整備も進めていく予定となっております。おおむね両地区とも現状では30%、3割程度の進捗状況となっているところでございます。

以上です。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 この避難所は、誰でも、順不同に受入れをしないと聞かれますが、これは前回同僚議員の質問に対しての回答から受けたのですが、何かルールがあるわけですか、お聞きしたいと思います。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問でございますが、この緊急避難場所につきましては、西岡及び海老瀬地区の両地区合わせて、当初計画では約1,200台の車両、約3,000人の収容を計画して進めているものでございます。しかし、それでも町内の避難所では、避難希望者全員を収容できないという状況になっております。そういった場合、町外の公的な避難場所を確保しなければならない状況にはなりますが、この町外の公的な避難場所への避難者をいかに減らすかということを考えながら、現在この両緊急避難場所については、その利用するルール等について精査を行っているところでございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 もちろん台数には限りがあるわけだと思っておりますが、これは前回同僚議員の質問に、2階建て、3階建ては考えていないのですかといった質問もあったと思っております。通りかかった人が、あっ、危ないといって寄り込むことができないわけなのですね。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○**峯崎 浩**総務課長 先ほども申し上げましたとおり、当初の計画では、両地区で約1,200台という限られた台数を計画をして整備のほうを進めているところでございます。

ご質問にあります通りがかりの場合、利用できないかという質問でございしますが、実際、現実1,200台の収容計画で押し進めていきました場合、それでも町内の避難希望者を受入れ、収容し切れないという状況を鑑み、現在この駐車場について、いかに台数を多く入れられるかというところも検討はいたしております。

ただ、計画どおりの台数、さらに上乗せをする計画で進めておりますが、その台数をスムーズに収容するためには、やはりある程度地区を指定した入場と避難の、入所できる地区の選定といったところが必要になるというふうに考えておまして、現在そういった計画台数の増加、地区の指定、どのような形で、どちらの地区にどの地区を収容するか、こういったところを精査をさせていただいております。こういった形で精査、計画を進めていかないと、想定よりも多くの車両が来た場合、混乱を来すのではないかというふうに考えているところでございます。

したがって、この避難場所に収容できる地区、いかにこれをスムーズに計画ができるかというところが重要なポイントになるのではないかと考えているところでございます。

○**今村好市**議長 森田議員。

[何事か言う人あり]

○**今村好市**議長 答弁。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○**栗原 実**町長 ただいまの総務課長、担当の課長の答弁ですが、森田議員の質問のルールがどうなっているのかと。あるいは、通りがかりの人が突然寄れないのかということですが、今現在工事中でありまして、ルールをつくるのが、これから最も重要な課題かと思っております。

したがって、前々から折に触れて答弁をしているわけでありますが、皆さんが納得をいくような形のルールづくりをこれから、各、議会ももちろん、区長会ももちろん、町民の代表者で構成するのか、それらも含めて、公平公正な判断ができて、どういった方々をどういう合理性を基に、限りあるそこへ、優先的に駐車場を使っていただくかということの整理をしていかないと、不特定多数の人が自由に行ったのでは、当然混雑は来しますし、入れない人が途中にいれば、入れない人というよりも、ほかの避難方法がある方が、一定の列の中に交じれば、そこでもうストップしてしまうような大混乱が考えられますので、今現在は工事が進捗中ではありますが、10月にでも入りましたら、そういった、いわゆる検討機関を立ち上げて、まずどういった方々、限りある、何台という収容台数について、どなたに利用していただくかということ、それは各人で共通する問題であり、またそれがもしかすると、かんかんがくがくの議論の一つになるかもしれないということも言っておりますので、それらを含めた上でということでの流れになっていこうかと思っております。

総務課長が申し上げているのは、そういったものを立ち上げるにしても、原案が、これでは駄目、こんなのは原案がなっていないとか何かたたき台がないと。でも、その原案は、いいかげんな原案をつくるわけにいきませんから、役場の専門のチームにしっかりと、今言った公平公正な目で見て、もしかしたらこれからつくる検討委員会でも、激しい議論がなく、納得ができるような形になれるよう、一応原案を考えてみなさいということでありまして、その答弁のさの誤解をいただくと、今時点の現状とはちょっと流れが違ってお

りますので、訂正まではいきませんが、誤解を招く意味での、招かないための補正の答弁ということにしたいと思います。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 あえて何うのですが、緊急時に、それも時間も定かではない、いつ起こるか分からない、そんな中で、計画や目標は、立てて、立てて、立てて、想像して、想像してやっても、いざ、緊急ですから、当町の皆様が非常事態に向けて冷静な判断ができるかどうか瀬戸際だと思っております。そこを、そういった人たちが、整然と列をつくって、きっちり駐車ができるものなのか。考えれば切りがないのですが、係の方でもいればですが、住民のほうが早く到着して、それも管轄外の人が並んでいたとしたら、では、あなた、駄目ですよというふうに捉えることができるのですが、その辺はどうなのでしょう。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ですから、一つの例として、管轄外の方が並ばないような事前の準備をした上で、各人が自分の行き先は駐車場なのか小学校の中なのか、あるいはほかの避難所なのか、その形態が、今現在頭にあるのは、そういった分類が5分類ぐらいになっております。

その分類の皆様を、自分の行き先はしっかりとここですよと、慌てずに。そうしないと、それを守っていただかないと、特定の場所に集中して行ってしまえば、やっとならぬ理屈をくっつけ、こじつけではないですが、広域、ほかへ、それも公的広域避難について、非常に難しさがあるということで、その解決を図るべく、自力本願で頑張ってもらいたいということで、つい昨日のご挨拶で、明るいめどがついたと。それは、いわゆる東小学校、北小学校の駐車場の利用の仕方が、今現在、先ほど述べた台数ですが、使いようによれば、その倍まで収容することができる。約です、大ざっぱな話ですが。そのときに、災害、事故などが起こったりとか、いろんなことを想定しながら、こういう収容の仕方を、駐車スペースを使っただけならば、遠くのほうへ逃げていかななくてもという形は解決できるのではないかとということも含め、そういう話を昨日も挨拶の中でさせていただいたわけですが、誤解のないように申し上げますが、そういう意味も含めてのルールづくり。

以前、多分、ではほかのまちの人が、駆け込み寺みたいに、板倉町の駐車、そのスペースへ来たらどうかという質問なども、どなたかから前にありましたが、基本的には考えていないと。ですから、一定の、極端に言えば、一つの例えですが、パスポート的なもの、何番まで番号を振るかどうかわかりませんが、パスポート的な発行されたもの人は、いざといたら私は北の駐車場へ行くのだというような、例えばそういう方で、それは先着順にどんどん入っていただくとかいろいろ、そういったことも含め、あらゆることを想定をして、いわゆる目的の方々が目的の場所へ移動できるようにということ、公平公正な観点から分類分けを、理論上は分類できるのですが、それを当てはめて、当てはめられるほう、町民の皆さんに納得していただくためのいわゆる公正公平なルールづくりと、説得かもしれませんし、あるいは指導ということにもなるかもしれませんし、いろんな意味での対応をこれから。

例えば今年10月まででおおむね台風期間は過ぎると思いますが、それに対しては、恐らくもちろん間に合わないで、昨日も挨拶の中で、今年の無事を祈るということですが、来年の雨期までには、そういった作業一切を終了しないと、駐車場が出来上がっても使えないということになるのだろうと思っております、

その節には、ここにおられる議員各位はもちろん、区長会の皆様はもちろん、あるいは各団体を代表してになるかどうか分かりませんが、その組織もどういふふうにつくったらいいかということも含め、一番命のかかる大事な事業であり、万が一のときのその一つがそういう作業になるわけですので、私はこっちの方面に返事をしていただけれども、思いついたからこっちにというと、重複、プラス1、マイナス1がどんどん重なってきて、収容できるスペースが収容できなくなるとか、片や空いてしまったりという不合理も起きるしということも考えるときに、十分に余裕があるのではなく、やむを得ず、何とか町民の皆さんの命を守るために、それも町民各位にご理解をいただいて、いわゆる5分類のそういう振り分けをして、そうすれば、ほかの地域へ、夜突然、例えば群馬県のぐんまアリーナまで逃げていきなさいとか、ついこの間までそこまで考えていたのですが、県からも、そんな答えが簡単には来ませんので、他力本願を願っても駄目であるとすれば、駄目であるというよりも解決ができないのであるとすれば、とりあえずはルールに、例えば避難場所は1人4平米とか、そういうルールが国の指導としてはあるのだけれども、そんなことは言っていないと。2時間か3時間、最低その直後には水が来るといことが仮定にあれば、それ以前にしっかりと逃げていただくという手はずを講じるのが我々の務めでありますので、4平米が3平米になっても、1人2平米になっても、逃げていただく場所を確保すると、そういう観点から現在進めているところでもございます。

以上。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 当然町民の安心安全を思って計画している避難所だと思います。それを町民が慌てて、意に沿わない行動を起こさないように、起こせないような、またそういった案を考えていただき、よろしくお願ひしたいと思います。

〔一緒に考えるということです。我々だけが考えるのではありません〕
と言う人あり〕

○3番 森田義昭議員 次の質問に移ります。

新聞によりますと、4月23日付の上毛ですが、市町村の災害応援受入れ計画ですが、4月23日付で、まだ板倉は策定されていなかったという側に入っていたのですが、当町の災害時受援計画について具体的な話が伺えればと思いますが、お聞きしたいと思います。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

〔峯崎 浩総務課長登壇〕

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問でございますが、上毛新聞の4月23日の記事については、いわゆる市町村の災害応援受入れ計画、これの制定状況というところで、受援計画というものであります。災害時において発生する膨大な対応、対応業務について、ほかの自治体からの応援職員の受入れを行うことで、速やかにその業務を実施していく手順を定めるものでございます。受入れ担当者の役割や必要人数の把握、それと要請の流れなどを事前に整理しておくというものでございます。板倉町におきましては、今年度、町の防災計画の見直しを行っておりまして、この後、受援計画については来年度作成を行う計画となっているものでございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 それでは、もう骨太らしいものは出来上がっているわけですね。来年。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 先ほども答弁させていただきましたが、今年度つくります、見直しを行っております町の防災計画、こちらが基本となりまして、受援計画につきましては、そこに付加、一緒になってくっついていくという計画でございます。今年度、町の防災計画、この屋台骨が出来上がって、それに次年度肉づけをしていくというところで、いかに応援を要望するか、またその事務の対応の流れ、そういったところをどういうふうに行っていくかというところを、その基本計画、防災の計画にくっつけていくというふうを考えておりますので、現在おおむねは見直しというところでございますが、さらにそこに加味していくという考えでいるところでございます。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 今総務課長が答弁したのはそのとおりでございますが、たとえそれがなくても、もう既に、10年も前から、いざというときの相互近隣市町村応援計画みたいなものは、実際具体的に絞り込んではいないけれども、いざといったときには、火事で火が消えないとか、もっと言えば、大変な被害を受けたということについて、お願いすれば、いわゆる助け合うということの基本的なものは、既に、とっくにこれはもちろん提案協定を結んでおりまして、ただそれについて、より具体的に、より綿密に、合理的にということで、数字に表すということが、数字というか文字にというか、明確化してと具体化をしているということが今言っていることでございますので、今の作業があらうがなかろうか、例えば栃木市で火事が起これば、要請があれば板倉町からも行きますし、あるいはその他の何があっても、近隣はそういうおつき合いをするような、いわゆる協定も結んでおります。

19号のときも、その延長線上で、栃木市の藤岡第一小学校、第一中学校とか、赤麻の小学校とか、全部板倉町のために、万が一のときには開放する。あるいはそれが板倉だけではなく、加須市、北川辺町の埼玉側へ、本市側へ逃げられない人は、栃木市まで逃げたとか、あるいは野木町まで逃げたとか。我が町も、野木や栃木市、小山市とも、古河市も含め、そういう連携。

ただ、水ですから、一般的に下から、下から水が増えてくるということを考えると、想定するのは、こちらから基本的には西か北ということで、いわゆる近隣町の西か北のそういったほうには、例えばでは協定がなくても、お願いしたいといって、それを拒めるものでもないだろうということも含め、そんなに近隣の支援体制については心配はしていないのですが、いわゆる国の定めにより、それをさらに細分化、しっかりと固めようということですので、その作業を来年、今年いっぱいにつくり上げるということの答弁でございますので、これも誤解のないようお願いしたい。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 もちろん近隣ですと、板倉だけが被害を被ることはないと思う。近隣もみんな被害を被るのではないかなと思います。そのときに、当町は何ができるのか、または近隣に対して何をしてほしいのか、総合的に理解して行ってほしいと思っております。こういったことは、避難所の計画もそうですが、確認は平常時だからこそできることだと思っております。

次の質問に行きます。また、時に各会社、企業との災害時における協定を何社か、または各団体と結んで

いるのですが、どのような会社とどのような協定を結んでいるのかお伺いしたいと思います。もちろん課長から表はもらっておりますので、これを全部説明すると、これで時間がなくなってしまいますので、1社ぐらい、具体的にこういうことをしてくれるのだよといったようなことをお聞きしたいと思います。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問でございますが、各企業との協定でございますが、水害発生時に限って有効となる協定ということで申し述べさせていただきますと思います。

令和4年9月現在、避難所の指定ということで、J A 邑楽館林ですね、それとアゼリア、こちらが避難場所、避難所、こういったところの協力、提供をしてくれるという協定等を結んでおります。

また、防災情報ということで、3協定、ケーブルテレビやヤフー、こういったところと協定のほうを結んでおります。こちらにつきましては、災害の情報、状況、こういったところをほかに速やかに発信するというような協定でございます。

また、救援物資の協定ということで、こちらにつきましては飲料メーカー、生協さん、11協定結んでおりますが、例えば飲み水であったりお茶であったり、またレンジですぐできるような御飯の提供であったり、こういったところの物資を援助する協定、こういったところを結んでおります。

また、そのほかに救援とか応急協定ということで、東電、NTTのほうとも、4協定になりますけれども、結んでいるというところでございます。

特に飲料水や生活物資に関する救援物資協定については、町の保管場所も限られていることから、流通備蓄の考え方に基づいて、複数の企業と協定のほうを締結してきているところでございます。今後もより具体的に実効性のある協定の締結に向けて考慮しながら、慎重に締結を進めていければというふうに考えております。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 今結んでいる協定の数も含めて、お手元に板倉町の現状は届いてると思いますし、今申し上げたのは一部であります。我々はその先を読まなければなりません。

協定を結んで、例えば東日本大震災のとき、うちの町も相当な被害をしました。そのときに協定を結んでおった、例えば三国コカコーラ、これは飲料の関係とか、全部協定を結んでおったのですが、一つも応えていただけませんでした。それは、あまりに被害が広範囲で、要請が一度にももちろん行ったものですし、優先順位からすれば、板倉の被害などは、仙台、何とか町ですね、いわゆる原発があの状況になった、あの近辺に優先順位が集まりますから、全然。

ですから、ここに上毛新聞の記者が来ておりますが、私もよく記者の前で、上毛新聞だけでなく、2人で協定書を結んで、写真を撮って、それで何の心配もないというふうに考えているのは、まだまだそういう意味での緊急事態の想定が足りないのではないかとということで、申し訳ないけれども、うちの町は、例えば一つ例を挙げますと、移動ホテルとかなどと提携を組んでいる邑楽郡の町もあります、幾つか。

トレーラーハウスを地震災害時には、10台持ってきてくれるのか、10戸建て、持ってきてくれるのか分かりませんが、そこの中に1家族、10台来て、どなたが、どの家族がそこへ入るのというところから、そうい

ったものを利用するには、公平性、負担性、どこの場所へ置くの。そんなこともしないで、何百台来るのか、それだってその場になってみなければ分からないということになれば、場所の確保も事が起きてからでないとできない。

むしろそういうものを当てにする協定よりも、もう少し地に足の着いた協定を進めるべきだということもありまして、それは私の考えが強いわけですが、そういう意味では、その場になって、来たのはいいけれども、何人の人に、抽せんなどというわけにいきませんから。片や体育館の中にごろごろ押し詰められて、その中からコンテナハウスではないけれども、来て、そこへでは誰が入るのと。不平不満が起こらないの。そこまでしっかりと手当ができなければ、いわゆる仏作って魂が入らないとかなんとかみたいなものもあるので、そういった先までを想定して、できるだけ慎重な対応と思い切った対応と、併せてやっていきたいと思っております。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 また次に移ります。

いつも批判めいた新聞記事を持ち出して恐縮ですが、これは別でありまして、8月21日付の朝日新聞です。外部から見た群馬県、地震や水害が少ない、他県に比べて際立っている群馬県とありました。水害のまちのど真ん中で育った自分からしたら、驚きの記事。もしかしたら当町以外の群馬県なのかなと思ひ、先を読んていきますと、何と町内の食品会社のコメントで、自然災害による被害を最小限に抑え、災害リスクの低さは重要要素と考え、第3工場を決めたと、当町を最大限に評価されているのかなと思ひます。第3工場と。第1、第2、第3工場を造る。今クレーンが立っていますけれども。今まで当町が災害に向き合ってきたことが間違っていなかったのかなと、証明にもなっているのだと思ひます。

ただ、大切なのは、これに甘んじることなく、自然災害に対しては完全などは言い切れないわけですから、安心安全なまちづくりに向けて邁進を続けることが、安全な町として、第3工場を造ることを決定した会社、または人たちに応えることになると思ひます。

次の質問ですが、本来なら、一番最後に順番で聞くことになっておりましたが、避難訓練の件です。課長、大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

新聞報道でも出ていましたが、最近では防災訓練が全国的に半減とありました。これもコロナ禍の長期化が影響と書かれていましたが、当町もそんな真ただ中、避難訓練でしたが、既に8月19日の全協で内容は詳細に示されていましたが、議会だよりに載せるためにあえてお聞きしたいと思ひます。行政区別の人数をお伺いしたいと思ひます。

○今村好市議長 峯崎総務課長。

[峯崎 浩総務課長登壇]

○峯崎 浩総務課長 ただいまのご質問でございますが、7月31日に3年ぶりとなる住民の皆様も参加しての避難訓練を実施いたしました。

この訓練のまず主な目的でございますが、災害が予測される状況で、町としての避難者の受入れ態勢がしっかり整えられるか。次に、避難情報の伝達が全ての町民に行き届くよう、その手だての確認と伝達時間がどのくらい必要とされるのか。そして、避難所への誘導が確実にできるのか。3つ目になりますが、町民が避難指示の情報を収受後、自宅の状況を把握して、速やかに指定の避難場所に避難できたかという、この3

つの主な目的の達成を重点としまして、コロナ感染がまだ収束しない状況ではありましたが、実施のほうを行ったところでございます。3年ぶりの避難訓練については、18か所での避難者の受入れ、こういったものを行いまして、最終的には1,579世帯、2,012人の方に参加いただいたところでございます。

行政区ごとの人数ということによろしいでしょうか。それでは、行政区ごとの参加世帯と人数を述べていきたいと思えます。第1行政区、参加世帯数163、参加人数196、第2行政区、参加世帯数78、参加人数86名、第3行政区、85世帯の参加、108名の参加、第4行政区、51世帯、64名の参加、第5行政区、141世帯、193名の参加、第6行政区、113世帯、138名の参加、第7行政区、94世帯、116名の参加、第8行政区、120世帯、154名の参加、第9行政区、142世帯、175名の参加、第10行政区、123世帯、151名の参加、第11行政区、77世帯、96名の参加、第12行政区、114世帯、149名の参加、第13行政区、68世帯、92名の参加、第14行政区、84世帯、119名の参加、第15行政区、126世帯、175名の参加、以上の参加の結果となっているところでございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 ありがとうございます。この人数は、かんかんがくがくあるとは思いますが、とにかくにもコロナ禍という中で、密を今避けるようにと全国的なお達しがありますので、人数的にはどうしたこうしたはないとは思いますが、何でもですが、やることに意義があるのだと思えます。ありがとうございます。

次の質問に移ります。ちょっと時間ありませんので、早口になりますが、申し訳ありません。

昨年の1年前になりますが、児童の通学路において大型トラックによる事故です。原因は、トラック運転手の飲酒とはっきりしているのですが、あれから1年半弱になります。新学期を迎えて、当町としても、安心安全なまちづくりとして欠かせない安全対策となるわけですが、各学校で各自の通学路について、危険箇所の改善が急務であり、図られているのかなと思っております。本来であれば、通学路ですから、車が入れないようにするのが一番ですが、そうもいきません。まずは、児童たちへの交通安全ルールの指導の取組はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○今村好市議長 小林教育委員会事務局長。

[小林桂樹教育委員会事務局長登壇]

○小林桂樹教育委員会事務局長 それでは、森田議員さんのご質問にお答えいたします。

登下校時のルール指導についてのご質問でございますが、児童生徒への登下校時のルール指導につきましては、各小中学校にそれぞれ、東小であれば「よいこのきまり」、西小の「よいこのきまり」、板倉中学校であれば「生徒心得」というものがありまして、その中に、東小学校であれば「安全に登下校」、西小であれば「登下校の安全のきまり」、板中であれば「自転車通学について」というような項目が定められておりまして、登下校時のルールとなっております。

このルールにつきましては、教育委員会が定めました登下校のルールを基に各校で定めたものでございます。また、このこのルールにつきましては、毎年4月、新年度の初めに、各学校、学級において、学年集会、学級活動において毎年確認しております。また、小学校におきましては、日常的な指導ということで、朝の会や帰りの会などで繰り返し指導しているところでございます。さらには、毎学期、始業式や終業式などの機会を捉えまして、安全主任教諭が全児童に指導を行っております。

そのほか小中学校ともに、年に1度交通安全教室を開催いたしまして、登下校時の交通ルールなどを館林警察署の交通課、また交通指導員の方などからご指導をいただいております。

また、防犯対策といたしまして、登下校中に不審者に遭遇したときの対応方法などについても、館林警察署生活安全課の方からご指導をいただいているような状況でございます。

以上です。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 これは町からメールが入った事例なのですが、不審者情報がありました。また、脅迫ですか、町に対しての脅迫、子供をどうしたこうしたとか、このときの対応をお聞きしたいと思います。どのような対処をしたのか。

○今村好市議長 小林教育委員会事務局長。

[小林桂樹教育委員会事務局長登壇]

○小林桂樹教育委員会事務局長 お答えいたします。

不審者の出沒事件、また各学校への児童誘拐などの脅迫メールというものが発生いたしました。まず、不審者の出沒事件につきましては、今年の5月11日に、東小学校の児童の保護者から朝日野交番に、東小学校の女子児童が泉野ひばり公園において、外国人風の男性から話しかけられたという通報がありました。これを受けまして、朝日野交番から役場に本件の情報提供がございました。町では、板倉お知らせメールにて情報を発信し、注意喚起を促すとともに、教育委員会事務局、また当該地区の公民館である東部公民館により、泉野地区を中心に東地区全域の防犯パトロールを実施したところでございます。

次に、脅迫メールの件でございますが、こちらにつきましては、全国の自治体に対して送られたものでございまして、ルイズ突撃隊と名乗る者から、登下校中の幼稚園児、また女子学生334人を誘拐する、また市役所及び市の施設の水道施設に劇物を投入するから覚悟しておけといった内容の犯行予告の電子メールが送られたものでございます。県内においては、17の自治体で同様のメールが確認されておりまして、近隣の自治体でも板倉町のほか館林、邑楽郡各自治体で確認されております。

こちらの脅迫メールへの対応ですが、25日にこのメールが町のほうに送られましたが、土曜日でございましたので、週明けの6月27日月曜日に、総務課がこの内容を確認いたしまして館林警察署に通報。それとともに、午前11時頃になりますが、町三役及び関連する課局長において町の対応方針を協議いたしました。このときに決定しました町の対応としましては、防災ラジオ、町ホームページ、板倉お知らせメールでの情報配信、町有施設の安全確認、町内保育園、幼稚園、小中学校への注意喚起などとなります。

その後、教育委員会でも小中学校の対応について協議いたしまして、学校の対応といたしましては、犯行予告日の前日であります6月27日には、学校の水道施設やその他学校施設の点検を学校長、また教育委員会事務局職員で異常ないことを確認いたしております。また、注意喚起を行うために、保護者に対しましては、小中学校より保護者に対して一斉メールを配信いたしました。犯行予告当日の6月28日には防犯パトロールを実施してございます。具体的には、児童生徒の登下校時間につきましては、各学校の教職員が自家用車を使用してパトロールを行いました。下校時間につきましては、教育委員会事務局におきまして、公民館の防犯パトロール車4台、役場の広報車1台の5台体制でパトロールを実施いたしております。

以上でございます。

○今村好市議長 森田議員、時間になっておりますので、まとめて……

○3番 森田義昭議員 時間が来ましたので、質問は以上にしますが、これも単なるいたずらではなく、愉快犯とか、そういうことで片づけることなく、もちろん警察も介入であります、行政としてもできることがあれば、安心安全のためにお願いしたいと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

○今村好市議長 以上で森田義昭議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

10時より再開いたします。

休 憩 (午前 9時48分)

再 開 (午前10時00分)

○今村好市議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、青木秀夫議員。

なお、質問の時間は60分です。

[10番 青木秀夫議員登壇]

○10番 青木秀夫議員 10番の青木です。よろしくお願ひします。直ちに質問に入らせていただきます。よろしくお願ひします。

館林と板倉の法定合併協議会が平成28年6月に設置され、同月群馬県に届け出て正式にスタートして、それから平成31年1月、3年程度の休止に至るまで、約2年半の年月を費やしました。その間、安楽岡市長のご不幸もあって、約半年間の空白期間があったこともあって、実質約2年程度の合併協議会が開かれておったわけです。その合併協議会設置時から休止に至るまでの約2年間という期間の中で、どのような協議が行われ、どのような理由で休止に至ったのかを合併協議会に出席していた委員として、当事者でありながら、理解できない部分がいっぱいあります。この合併協議会を傍聴していた方々やマスコミの関係者でも、協議の内容をどれほど理解できていたか大変疑問です。

おとといの上毛新聞の記事、「論説」というのに載っていますけれども、これも全く間違った記事が掲載されています。事実と違う記事が載っております。後で、記者、注意しておいてください。市民は間違っている情報を取ってしまいますから。

ましてや一般住民の方々は、合併協議会ごとに、毎戸配布されていた協議会だよりからの情報だけだと思うのです。その情報だけでは、協議の実態が何であったか、ほとんど理解できていないと思うのです。これは、板倉町の職員でも館林の職員でも、この合併協議会で何が協議され、どんな理由で休止になったかなど皆目見当がついていないと思うのです。そのような状況にあるということの思い、この合併協議会の設立から休止に至るまでの協議の実態、真相を合併協議会に出席した委員として、また町の議員として、住民に知らせる役目、義務を負っていると思うので、これから幾つか質問させていただきます。

栗原町長も、第15回の合併協議会の閉会挨拶の中で、次のような発言をしています。よく聞いておいてください。

「合併協議の経緯を含めて、収束についての説明責任を委員の皆さんは住民から求められているので、説明にご協力願いたいと思います」と発言した記録が会議録にもインターネットにも載っております。町長も私と同趣旨の発言をしていますので、これからの質問に対してよろしくお願ひしたいと思います。

それから、この法定合併協議会は、館林、板倉町だけでなく、群馬県の税金も投入されている法定合併協議会であるということです。そうですから、この協議会の主役、主人公は、館林市民であり板倉住民のわけです。決して公務員が主役ではないと思うのです。ないはずですよ。ということをお前提に伺っていきますので、よろしくお願ひします。

今日は、須藤市長誕生以後の合併協議会の活動の実態、真相について伺っていきたいと思います。

〔須藤市長〕と言う人あり〕

○10番 青木秀夫議員 須藤市長誕生後のね。その真相解明には、合併協議会の前段となっている幹事会と首長の活動を知ることが先決ではないかと思ひますので、その辺から伺っていきようにしたいと思ひます。

まず、須藤市長誕生後について伺っていきたいと思ひます。誕生後、栗原町長も首長同士で何回か会っていると思うのです。須藤市長の真意をつかむこともできなかったかと思うのですけれども、直感で何か感じたことがあるかと思うのです。板倉との合併に対する須藤市長の熱意と申しますか、安楽岡前市長と比べてどのように、就任当時のことでいいです。直感で結構ですから、感じたまま、感じなければ感じないで結構ですけれども、何も感じなかったという、その答えですが、よろしくお願ひします。

○今村好市議長 栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 随分須藤市長も現職を離れて4年。だから、もう6年ぐらいたつのでしょうか。その誕生頃のということをお思い出せということですが、いずれにしても私が例えば町長選を当町で何回かお世話になってきました。前回は無投票、その前、戦いがございました。私は、合併を基本的には推進したいと。青木議員と基本的には全く同じ考え方で、そういう立場から立候補いたしました……

〔須藤市長に対しての感じたことを、当時の……〕と言う人あり〕

○栗原 実町長 だから、今言うのです。今それを申し上げているの。

そのときに、私の対立候補は、合併は反対でした。その対立候補に応援に入ったのが須藤市長でしたから、合併は反対なのかもしれないという、例えば印象は持っていたということ。ちゃんと答えているでしょう。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 須藤市長は、就任直後の合併協議会の会長就任挨拶で、このようにも述べています。協議会会長就任挨拶の中で、こう述べているのです。安楽岡市長の館林と板倉の合併推進を引き続けることを選挙公約に当選してきましたので、その公約を推進するということを述べています。しかし、その後間もなく、当選して間もなく、29年7月頃、板倉との合併について、80の市民団体と懇談会と申しますか、意見交換会を開くというような情報が、これは栗原町長から聞いたのですね。そして、同8月に、80団体を絞って15団体と意見交換会を実施したのです。その結果が、報告が、市民団体との合併懇談会の経過報告というのが、ここに資料があります。これも私、栗原町長からもらったものなのです。

その懇談会の館林消防団との懇談会の席で、須藤市長はこんな発言をしているのです。板倉町は、ハザードマップに洪水被害が深刻な地域であると発表されていると。合併する上でのリスクになると考えるか。消

防団に問いかけているのです。この問いかけは、合併反対意見を誘発するような、誘い出しているような発言だと思うのです。そんな報告書が、こんな会議の中の記録が残っておるわけです。町長も、それは当然、この懇談会の結果報告書を見ていると思うのです。

この報告書とか、あるいはそもそも意見交換会というのは、合併協議会設立前の安楽岡市長の当時に、館林では済んでいるわけです。その蒸し返しをまたやっておるわけです。そのようなこともやって、先ほどのような発言もしているわけですから、この報告書を見て、当時どのように感じていましたか。須藤市長の合併に対する熱意というか考え方、方針。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 前市長に代わって新しく市長になった立場でしょうから、前市長のときと市民の意向が変わっているのかどうかということも含め、一応再確認した上でという、それを踏まえた上での出発と。ですから、安楽岡氏は、板倉町の合併、法定、いわゆる住民発議に対して受けて立ったわけですから、でもそれに対して再確認するということは、幾分かもう手を上げて賛成ではなく、反対の可能性も多少含むということにも取られるなというふうな、そんな、人のうちのことですから、館林のことですから、そんな程度でございました。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 当時栗原町長はこんな発言を私の前なんかでしていました。「須藤市長は反対みてえな」とか、そういうような感触があるということを言っていました。

それから次に、このことをお聞きしたいのですけれども、平成29年9月7日付に、上毛新聞の記事にこれが載ったのです。このことについて、1面トップの4段抜きだか6段抜きだかの大記事が……

[何事か言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 この記事、内容から推測すると、情報提供者はどうも板倉町の関係者としか思えないのです。この新聞記事、給食費をめぐる協議が難航している。事実と反した虚偽の記事が書かれているのです。誰かが、この虚偽情報を何かの目的を持って新聞に載せたのだと思うのです。

平成29年8月頃ですから、まだその当時、合併協議会で給食費の無料化の是非を議題にするようなことはなかったのです。当然議論もなかったです。したがって、新聞記事のような給食費無料化をめぐる合併協議会が難航しているなどということはありません。誰かが新聞記者に虚偽の情報を流して掲載したのだと思うのですが、その情報提供者は推測できませんか、町長。多分これは板倉側の人だと思うのですけれども。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 分かりません。推測できません。板倉のどなたに聞いても、ある意味では館林と合併の違い、いわゆるそういった大きな山は、最初から分かっている人は分かっておりますでしょうから、その人たちが、どこにどの程度いて、どこから提供したとか漏れたとかというのは分かりませんし、あって当然のことかもしれませんし、また簡単に推測で人の名前を申し上げることもできないし、全く分からないということでした。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 この新聞記事については、掲載前の経緯を私も知っているところがあるのです。この記事が掲載される数日前、10日前ぐらいですか、上毛新聞の館林支局の記者が、館林板倉合併協議会について、1面トップに大きな記事を書くようにと上から指示されているのですが、何を書いたらよいか、何か情報ありますかと私の家に訪ねてきたのです。そこで、その記者に、あなたも合併協議会を傍聴しているのでしょうか。合併協議会の進行状況は、登山に例えれば、まだ1合目か2合目というところではないですか。登山口にいるような状態でしょうか。1面トップの大ニュースになるような材料はないと報告しておけばよいのではないかとその記者に伝えたのです。そうですねと言って、そのときは帰りました。

その二、三日後、またその記者が私の家を訪ねて、どうしても1面トップの大きな記事を書くよう指示されているのですが、どうしましょうと。同じように、いずれそのうち大きな記事を書くような材料も生まれるでしょうから、そのように上司にといいか、指示した人に伝えておけばいいのではないのということで、その晩も帰りました。その二、三日後だと思うのです、この記事が出たのは。まさに1面トップ、大きな、こんな記事です。大ニュースです。出たのです。そういうことなので、誰か分からないということで、それは結構ですけども。

次に、法定協議会の中の補助機関である幹事会の役割について伺います。この幹事会は、幹事会の2条に、合併協議会の役割は、合併協議会の会長の指示を受け、協議会に提案する事項について協議、調整することが役割であると書いてあるのです。ただそれだけです。この幹事会は、館林市の副市長ほか2名、板倉町副町長ほか2名、計6名で構成されていて、全てこれは公務員です。ここに幹事会の1回から23回までの会議録があります。この会議録、公文書公開条例に基づいて公式に取得したものです。この幹事会の会議録を参考にしながら幾つか質問させていただきたいと思います。

栗原町長は当時、法定合併協議会や板倉町議会の中で、合併を進めるに当たっては、最も重要な、基本的な協議資料は、館林、板倉両市町を合わせました財政推計資料だと、財政シミュレーションであるということとを度々発言しています。私もいろんな機会に、この財政推計、財政シミュレーションを合併協議会に提出を要望してきました。しかしながら、重要な協議資料となる財政推計、財政シミュレーションは、法定合併協議会には提出されなかったのです。結局合併協議会には提出されなかったのです。

それで、この会議録の中にこんな発言があるのです。これは、平成29年9月の第14回の合併協議会の会議録です。須藤市長になって、合併協議会が開催されて、29年9月ですから、まだなっただけの頃です。こんな発言記録があるのです。

事務局の職員が、現時点での財政シミュレーションを提出したいと考えていると発言している。その発言に対して、各幹事、6名の幹事からいろいろと発言が出ております。ある幹事の発言、これは誰か不明です。幹事と書いてあるだけです。財政シミュレーションについて、細かい部分までチェックしているのだが、一度表に出してしまえば、それが基本となってしまう。数字が20年残ってしまう。次に、館林副市長の発言です。数字が独り歩きすると困ると発言しています。次に、中里副町長の発言です。最終的には公表しなければならないが、難癖をつけられることは間違いない。切り抜かれるかどうかであると発言しております。その他の幹事会メンバーも、財政シミュレーションの合併協議会への提出、公表には否定的な発言をしています。

市や町のお金は、誰のお金なのです。住民のお金なのでしょう。それを見せるな、教えるななどともないことを言っているのです。そのようなことで、この財政シミュレーションは合併協議会には結局提出されなかったのです。

それで次に、続けて伺いますけれども、財政シミュレーションは最後まで提出されなかったのですが、ここにその財政シミュレーションを私、持っているのです。これは誰から入手したかという、栗原町長からもらったものなのです。栗原町長の手書きの書き込みが幾つかありますから、これは間違いなく町長からもらったものなのです。ほかの合併協議会の委員は、一切これは見ていないで、みんなブラックボックスの中のみで、協議会も何だかわけが分からなく終わってしまったのだと思うのです。

この資料に、こういうことが載っているのです。合併により削減が見込まれる経費として約4億6,000万円生まれると記載があります。4億6,000万円、行政経費は削減されると書いてあるのです。これは大ざっぱにです。町長も言っているように、これは首長とか板倉町の議員の経費だとか、そういうのがのっていないのです。しかも、これは職員削減が38名という前提でつくった4億円なのです。ですから、かなり大ざっぱなものなのですから、そういうのが載っているわけですから。それに加えて、この4億円に加えて、合併財源として、板倉町からの持参金30億円もあるわけですから。この30億円も、この財政シミュレーションの中には組み込まれておるのです。

幹事会のメンバーは、合併によって生まれる、少なくとも4億円と、板倉町からの持参金30億円の財源があることは承知しているはずですから。にもかかわらず、幹事会のメンバーは、29年9月の第14回の幹事会の場で、次のような発言をしているのです。記録が残っているのです。中里副町長の発言です。9月7日の新聞というのは、さっき見せた上毛新聞の記事を言っているのです、これこれ。9月7日の新聞に、館林としては財政負担が大きく、実質合併できないと読んだ。極端であるが、館林が3億円用意できるようになるまで合併協議は休止にしてよいという話を……話……休止してもよいという話もしているという記録があるので、微妙な発言なのです。この発言、平成29年9月、合併協議会が再開した直後のものです。この合併協議は休止してもよいと話している人もいるとあるのですが、その人は一体誰なのでしょう。その人、中里副町長本人ではないのですか。

それから、毎年、合併削減効果4億円と30億円の板倉町持参金があるという財政シミュレーションは、知っているにもかかわらず、3億円用意できるまで、できれば、合併協議休止……できなければか。3億円用意できなければ合併協議休止だと。この発言。まさにちぐはぐな発言です。

それから、これは館林市の幹事で誰か分かりませんが、こんな発言、とんでもない発言しています。館林サイドの幹事の発言です。極端であるが、職員人件費を10%カットすれば、3億円の財源を用意できるが、現実的でないとの発言記録もあります。このとんちんかんな発言。4億円と30億円あるにもかかわらず、3億円用意できないという、小学生の低学年の算数能力より悪いです。まさかそれほど能力不足とは思えないのです。

合併財源があるにもかかわらず、なぜ3億円用意できないか。できるまで合併協議休止。職員の人件費10%カットしなければ3億円用意できないなどと、ちぐはぐな、とんちんかんな発言をしているのか。それは、ほかに意図していることがあるからだと思うのです。その意図は何か定かではありませんが、推測するに、恐らく合併協議会を休止に持っていこうという、もくろみでのことなのだと思うのです。

町長から受け取った新市の財政シミュレーションは、結局合併協議会に提出されなかったのですが、私を除いて、合併協議会の委員は、誰もこの財政推計、財政シミュレーションの資料を見ていないはずですが。皆ブラックボックスの中に置かれたまま協議会が休止となったのだと思うのです。

この財政シミュレーションを提出するな、見せるな、知らせるなと、幹事会の発言。合併協議会を完全に部外者扱いというか、しています。合併協議会を……ひどい発言もあるのです。同意機関あるいは追認機関みたいに、合併協議会で発言させるなという記録もあるのです。合併協議会は黙って従えばいいのだと、そういうのが載っているのです。合併協議会を無視、時には敵視しているような発言がたくさん載っております。

町長は、幹事会からいろいろ報告を受けていたと思うのですがけれども、幹事会がこんなことをやっていたなどということはご存じなのでしょうか。多少は知っているのでしょうか。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 町長の立場ですから、板倉町の幹事、幹事会とは、先ほど青木議員が言ったように、3名、3名で、いわゆるナンバーツー、ナンバースリー、フォーと、ツーからフォーまでの3人をそれぞれの自治体から出しているわけでありまして。その下に各課の、館林は部があり、課があり、係があり、板倉町は部はないですが、課長、課があり、係があり、一つの物事を下からすり合わせをして、館林と板倉の違いはどういう方法を取れば解決ができるのか、そんなに難しくないなというものは下から1段上へ、そしてまた上へと、そういう手順で、最後に、俗に言う、一番経験も視野も広い両市町の幹事会たる立場のその組織が、最後の入念な検査というか議論もいたしまして、これは協議会に上げててもよろしいみたいな判断を、上げてても……無難に、何となく議論は多少あっても、いわゆる了解という形で取れるようなものについては、そのまま私あるいは館林の当時の市長に上がってくるという、そういうシステムです。

私も板倉町の長ですから、私の代わりに3幹事会が最終の、行政のいわゆる事務スタイルというのは大体みんなそうです。町長のところへ来るには、およそ原案が出来上がり、町長が最後に見て、決裁をして判こを押してという、そういうシステムと同じでありますので、しかも町長が最終決裁者であっても、判を押す以上は、今言ったように、知らないとは言えないという立場にも、了解したという立場にもあるわけですから、当然私もその立場を了承、承知しておりますので、幹事会に全幅の信頼を置いて、私の3人がまとめて代理人と。幹事会の板倉側で述べていることは、町長の発言と全く同じということで、事前のすり合わせをいたしてきたというのが実態でございます。

それで、先ほど3億円とかいろんな数字が、お聞きの傍聴者の皆さんには分からないと思いますが、給食費の問題が、数字に表すとその3億円の問題なのです。それは、板倉町が五、六千万円給食費にかかって、それを館林市に置き直すと3億円の館林の給食費が、板倉町と同じ制度を設けると3億円のお金が必要になると。

それを基に、私も青木議員も、一生懸命青木議員の住民発議を、基本的には私の選挙公約の方向性と同じですから、一生懸命一致をして、だから書類もちゃんとおおむねのものは青木議員には見せてあります。

その中の問題のものが、基本的には全体で、いわゆる1年、向こう10年間のシミュレーションが、たしか8年か10年のが載っていると思うのですが、それを最初の年は4億何千万円、時には5億円近くのときもあ

りますが、中間点より以降になると3億円、2億円というふうには、8年後には、多少足さないと、合併効果
がもし必要以上に出なかった場合でも、少し足せばやっつけられるとか。

さらに、板倉町が合併をするために、どこかへ隠して、町民の皆さんの貯金を置いていくなどということ
はできませんから、やはり持参をしていくのだと。だから、館林は3億円が捻出できないと言っているけれ
ども、シミュレーション上はどのようなふうに見ても、最初の年、2年目、3年目、合併した直後から二、三
年目は、この月、この年は2億円あった。大ざっぱで言えば2億円浮く。この年は1億5,000万円浮く、こ
の年はツープイになる。それから、マイナス5,000万円、マイナス1万円、マイナス……1億円、みたいな
形でいっても、うちの町の持っていく貯金を足せば、2億円か3億円だったと思うけれども、概略の話がで
す。それを足せば、館林の言っている理屈は成り立たない。だから、捻出を何とかできるのではないかと。そ
れで、板倉町と館林の見解が違ったということでもあります。

もう少し……

〔「何」と言う人あり〕

○栗原 実町長 そういう形の中で、ただいまの質問でありますから、青木議員は常々全て疑ってかかる
という、彼は彼独特の、青木議員自身が常に自ら言って、私は性悪説から立っていると、全ての言論の組立て
がです。これは否定しないでしょう、自分で言っているのだから。私どもは性善説から立っています。

しかもそういう事情があって、板倉町としては、館林の3億円負担、それが一番大きい合併を阻害する給
食費の問題のわけですから、さっきの青木議員も言っているような、同じ論理ですから、できるでしょう、
できるでしょうと幾ら言っても、できないのだったら、うちのほうも考えるかもしれないよという。考えか
もしれないというのは、休止になるかもしれない、合併できないと言うかもしれないと、そういうことを多
分副町長は私の代弁者として、しかも板倉町の副町長だけではないのです。総務課長も、そのほかに財政課
長も同行しておりますので、その3人で相談した結果として、町長の意向も含め、相手の発言の一句、一句
に誤解がないようなことを考えながら答弁したのがその記録簿ということになっているのだらうと思ってお
りまして、私が見るからには、私の指示を当然、館林の言っているところに無理があるので、数字上から追
っていっても。

さらに加えれば、これは最低限のシミュレーションです、先ほど青木議員も言ったけれども。その先、議
員の定数だとか、いろいろなものまで切り込めば、5年以降、6年、7年、8年、10年頃にはマイナスにな
って、お金をつぎ込まなくてはならないシミュレーションになっているけれども、合併すれば、館林だって
職員も省くのでしょうか、板倉町の職員は出張旅費は払っていないけれども、館林は厳然と今もらっている
ではないか。館林の職員は非常に甘いなどという話までした記憶は、青木議員自身も承知しているはずで
す。

そういったことも含めて、できる話をなぜやらないのかということ、相当厳しく、そういった席でも多
分、幹事会でもね。それは、板倉町は合併をしないための質問ではなくて、合併を進めるために、理不尽な
理由で館林が拒否をしているという態度があったからだということであり、そんなふうには理解しているの
です。そういうことです。

ですから、同じ文章も、読みようによっては、3億円を、中里副町長が、駄目ならぶっ壊してこい、ぶっ
壊すかもしれないぞと言ったとか言わないとか、それはまさに私の代弁ということでも理解して、私は理解

しています。何ら流れ上不思議はない。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 この財政シミュレーションといっても、幹事会が鉛筆なめてつくれば幾らでもできるのです。会議録に、とんでもないけれども、いっぱい載っています。町長はそんなことを言っていますけれども、中里副町長はとんでもないことを言っている。財政推計資料は、収入は少なく、支出は多い資料を作って見せればいいのだ。何ですか、これは。収入は少なく、支出は多くといえば、これはマイナスになりますよね。これは載っています。そのほか数々そういう発言があるわけです。それは個人の意思ですから、合併に反対、賛成は個人の意思。だから、どちらでもいいのです、それは。

ということで、昨日も町長の開会の挨拶で、民主主義について大分長々と講義していただきましたけれども、その民主主義について、果たして公務員の方というのは認識しているのだろうか。主権在民とか国民主権とか行政の主人公は国民、住民である。民主主義について、今や小学校でも学習しているよね、教育長。小学校でもね。大人になると忘れてしまうのだ、これは。

幹事会のメンバーは全員公務員。しかも幹部公務員ですから、そんなことを知っているはずなのですけれども、なぜかいつの間にか忘れてしまっているのでしょうか。初心を忘れてしまっているのか、それとも公務員という長い生活の中で、知らず知らず民主主義についての感覚が麻痺してしまっているのか、その辺のことは分かりませんが、この民主主義について、江戸時代のような政治手法というか行政手法を幹事会のメンバーは、随分取っています。この中に、前近代的で、江戸時代的な発言もしています。

こんな言葉があります。「由らしむべし知らしむべからず」という政治行政用語がありますが、これは孔子の言葉です。孔子ですから、紀元前5世紀頃から中国では使われていたのでしょうかけれども、日本では江戸時代から使われるようになったようです。こんな解釈で使われていたようです。

「由らしむべし知らしむべからず」とは、民を従わせるには、民に物事を知らせるべきでない。教えるなという解釈のようです。それが江戸時代、住民統治の基本となっていたようです。この「由らしむべし知らしむべからず」の江戸時代的解釈が、この情報公開の現代においても公務員の世界では水面下で脈々と生き続けているようなのです。さきの公文書公開条例で入手した幹事会の会議録が、その幹事会のメンバーが、江戸時代的住民不在、合併協議会無視の手法を取っていることをこれは証明しているのではないですか。

この会議録の入手がなければ、幹事会の活動は全くブラックボックスの中で、合併協議会休止の真相も闇の中のままで終わってしまったのです。この会議録によって、幹事会の活動実態も多少垣間見ることができるようになりましたが、まだ全体は分かりません。この会議録の中に、幹事会メンバーの法定協議会を無視するひどい発言が数々あります。時間がないので、示せませんが、数々あります。合併協議会無視、民主主義否定の幹事会発言、幹事会メンバーだけの独自の発言なのではないでしょうか。ちょっと疑問もあるのです。

公務員は、おおむね合併は反対なのだと思うのです。合併は究極の行政改革ですから。合併すると、職員削減、労働強化になるということで、公務員の世界では合併は反対だというのは、私は一般論として理解しているわけですが、ただそれだけとは思えないのです。須藤市長や栗原町長の意を酌んで、一時流行語となった村度しての発言ではなかったか。

こんな発言というところもあります。これは中里副町長の発言です。幹事会での発言は、栗原町長と意見調整して、その指示に従っているものであるという記録も残っております。中里副町長、そういうふう

言しているよね。

幹事会の法定合併協議会無視、民主主義否定発言、これは幹事会メンバーだけの独自の発言なのでしょうか。それとも、私は、須藤市長や栗原町長の意向を忖度してのものではないかと思うのですが、そういう部分もあるのかなと思うのですけれども。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 先ほど言いましたように、館林はどうだか分かりませんが、板倉町は、中里副町長の言うことは、忖度をしたしないはかかわらず、私が了解した上での発言と理解をしております。中里副町長は、個人的には、私はいわゆる合併には賛成ではないと。しかし、町長の右腕となって、町民の意向として、しかも住民発議という法的な手続を経て、その代表たる立場にこのポストへ出ろという町長の命に従ったからには、面従腹背ではありませんが、いずれにしても町長の言うことには十分従うというようなことも含めて臨んだ姿勢でございますから、しかも。

では、百歩譲って、青木議員、うちの中里副町長が諸悪の根源だとしても、合併協議会の幹事会は、幹事会は一人で運営するわけではありません。そういうことです。全て公式な見解は、中里副町長が百歩譲ってどんな発言をしたにしても、館林の副市長、館林の部長の親分、全部それらも了解して、公式見解として出したものでありますから、それを一個人の中里が悪いとか、忖度したとかしないとかなどという、それはだからあくまで青木議員の個人的見解と受け止めておまして、実態とは違うということも併せて付け加えます。

だから、青木議員が言うように、書類ですから、悪く取って解説をすれば、悪い解説ももしかしたら成り立つかもしれません。でも、私自身も、最後は手順を踏んで、板倉町の皆さんの委員の意向も書面で確認したり、書面では書けないなどと言った人もいますけれども、でも板倉町の12人のうち9人以上は休止せよと。それは、青木議員は、つくられた上での、情報を知らされない、踊りを踊らされた委員だというふうに言いたいかもしれませんが、私はそういう意味で、民主主義的な、昨日の挨拶も長々話を垂れたなどと表現しますが、そのとおり。

ご承知のとおり、私は自分では民主的な運営をしていると思っておりますが、総務課長が先ほど、避難所の問題で、私からすると、総務課長は精いっぱい自分のポジション、ポジションで答えたわけですが、原案をつくっている段階でありまして、皆さんの会議にかける。それを、いかにも取りようによると、公務員が一人で勝手に、だからあのまま私が挙手して補足答弁しなければ、まさに公務員としては勝手に、誰が決めているのだと言われるような、そういう受け取り方をされるおそれがあるから、私も先ほどわざわざ、総務課長がいわゆる答弁した後に、補足答弁をしているわけでありまして、それが私の姿勢であり、まさに細かいところにまで配慮をした上での答弁だということも重々見れば分かると思いますが、青木議員からすれば、どこから、ここからは栗原は誰とぐるになったとか、臆測はあるのでしょうか。でも、それはあくまであなたの臆測であり、私にとっては、物によっては事実とは全く違うという感触を得れば、こういった場所でも反論をせざるを得ないということでもございます。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 私、そんなことは言っていない。町長だって言っていたでしょう。「中里副町長は

合併反対みてえよな」といって、前々から言っているのです。だから、いいのです、個人の意思だから。それはやはり幹事会とか、そういう席では個人の意思というのは出ます。それで……

〔「いますよと言った。私は出ない……」と言う人あり〕

○10番 青木秀夫議員 中里副町長だけなんて言っていないでしょう。ほかの館林の副市長とか幹事、みんな変なことを言っていると私は言っているでしょう。みんな反対なのですよと言っていますでしょう、公務員は。

それで、聞きますけれども、須藤市長が、板倉町との合併に消極的だから、反対ではないかというようなうわさが館林で、29年の暮れから30年の新年の頃ですか、出回っていました。年末年始の挨拶で、板倉との合併について一切触れていないということで、ひょっとすると須藤市長は合併反対みたいだなといううわさが飛び交っていました。随分広まってきました。同年7月頃には、須藤市長の合併反対は本物のようだという見立てが広がっていました。館林の市議会や商工会の関係者も、須藤市長の本心は合併反対だなというのが定着していました。ただ、須藤市長の合併反対の理由は何か分からないというのが共通認識のようだったのです。栗原町長は、須藤市長と間近で何度も接触していたのですから、その辺のことは理解していたのではないかと思います。

時間がないので、続けて聞いてしまいますけれども、須藤市長が合併に反対であるとの本心を天下にさらしたのは、令和3年3月の市長選挙です。選挙中、板倉町との合併は赤字合併になるから反対である。事実反して、うそで有権者をだましていたのではないですか。新聞社もみんなだまされていたのです、上毛新聞もね。赤字合併反対と各地で熱弁を振るっている映像が残っています。理由はともかく、合併反対が本当であったことは選挙によって白日の下にさらされたのだと思うのです。

合併によって生まれる行政経費4億円、板倉町からの持参金30億円あることを承知しているにもかかわらず、さっき町長が言ったように、赤字になんかなるはずないのです。須藤市長は百も承知の上で、なぜ赤字合併、赤字合併反対と、うそをついて市民をだます必要があったのでしょうか。なぜ黒字であるにもかかわらず、赤字合併を、うそをついて市民をだまさなければならなかったのでしょうか。大方の市民は、人によって、館林の市民は、板倉が財政が悪いので、負担になるので、赤字になるので反対なのだというふうに館林市民は理解しています。須藤市長のうそでごまかされています。

合併反対、賛成はさっき、中里副町長なのですけれども、個人の自由ですから、してもいいのです。市長であっても、プライベートな、個人、私人としての部分はあるわけです。赤字合併など市民にうそをついてだますような小細工をしなくても、板倉との合併には反対であると本心を素直にさらけ出したら、無駄な時間を費やすことなく、多くの関係者に迷惑かけることもなかったのではないですか。そうすれば、もっと早い時期に合併協議会の休止も、解散にもなったのです。やはり市長のそういう心というのは、側近の人はみんなつかんでいるでしょうから、忖度して合併協議会が進まないようにみんな協力していたのでしょう。個人のうそとだましの責任は重大です。

この合併協議会は、2年間合併協議があったように外形的には見えるのですけれども、実態はどうかといえば、議案の上程もなく、したがって賛成、反対の議論もなく、議決も当然なく、ただ合併協議会休止に向けての中身の無い、時間稼ぎの2年間だったのだと思うのです。これは会議録に全部載っているのですから、会議録に。インターネットに載っていますから、随分修正されてはいます、インターネットなんか。都合の

悪いところはカットされていますけれども、全部載っているのです。ただ、中身の無い2年間だったのだと思うのです。

この合併協議会の真相は、財源問題ではないのです。上毛新聞、しっかり訂正しておいて。財源問題ではないのです、さっき町長も言っているように。

人の本心というのを読み解くことは難しいですけども、分かりませんが、合併反対の理由は財源問題でなく、ただ個人の私的な好き嫌いの問題だけだったのだと思う。理由はないのです、だから。好き嫌いなのだから。だから、そういうことだったのではないかというのが私の見立てなのですけれども、結婚でも就職でもそうです。周りが幾ら勧めても、何かちょっと気が向かないなど、要はそういうことがあるわけですから、好き嫌いの問題であったのだと。だから、最初から合併は成立しなかったのです。その辺のところは、須藤市長と接触して感じなかったですか。町長、どうですか。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 一応さっき、私も、うそは言わないから、出発において、出発は私が選挙のときから敵陣にいたわけですから、そういうことを原理原則論から考えれば、合併はこの人は反対の人なのかな。その人が今度市長になるから、安楽岡氏が突然亡くなって。そういったものは腹の中にはありましたけれども、一国一城のあるじに相手もなったわけですから、私感では政治は動かさないだろうという信頼の下にです。

それを踏まえて、いろんな、極端に言えばお医者さんが、前にかかった医者でレントゲンも全部検査しても、医者を代えれば、また一から始まる。それと同じような意味で、自分の責任で政治を動かすということは、もう一回市民に会議を開いて聞くのも、なるほどなとか。

やむを得ずというか、その時点、その時点では理解をしながら来たわけですが、先ほど言ったように、今日も青木議員の質問を、今日はどんな質問をするのだろうかという、事前の通告に伴って、私が用意しておいた答弁はただ一つ、須藤市長についてはまさに、インターネットも含めて、館林の市長選のときに、初めてそれがはっきり表に公言したわけです。それを群馬県の知事が、山本が、館林の市長のそばへ立って、板倉ごときちっちゃい町と結婚してどうのこうのなどと立会演説を、街頭演説を、締切りの最終日の前日あたりかな、2晩続けて館林入りして、その結果として知事が大恥かいたという、その結末もあるわけで、それがユーチューブで全て流れていまして、私の部屋にも、それはもうその直後から取ってあります。

したがって、そういう意味で、何が本当の意味で原因か、人の心まで読めませんし、人の心を勝手に推測するというのも、これは青木議員だから言えるのだろうかと思うけれども、そういうことにもなる。でも、マスコミが、そういうものをまさに。

一時、青木議員、失礼な話だけれども、なぜこんな、先ほど言ったような情報が出るのだろうかと考えるときだって、私だってあります。板倉町と新聞社で誰が、新聞社と誰が積極的に取材を受けたり、一番誰のところへ出入りしているか。これは青木議員なのです、事実としては。だから、もしかしたら青木議員も、私と同じ方向性をその当時は向いていましたから。だけれども、青木議員は何を考えているのだろうか、そんなところを疑ったときも正直あるのです。

板倉町でこれだけ議員さんがいまして、新聞社が朝日、毎日、上毛でいろいろ。これは、きっと新聞社によれば、青木議員の場合はいろんな情報を持っているということを踏まえて、あとは議長でもありました

よね。あとは、住民発議者の代表でもあったということで、そういう一致から、青木議員のそばへ行って情報を取っているのかな、新聞社がとか、我々も自分の立場としていろいろ考えたこともありますが、それはそれとして、そういうことでありますので。

最後に、中身のない2年間の協議であったということは、青木議員の立場からすると、最後は青木議員自身も忘れてはいないでしょう。町民の幸せなんてどうだっていいのだと。どうせ、もうぐじぐし言う人は反対、メリット、デメリットなんて聞く人は反対なのだから、賛成論で強引に町長は押し切れればいいのだなどという話も私の前で言いました。言わせません、そんなこと言わないなんて。言っているでしょう。

「言わないなんて言っていないじゃない」と言う人あり]

○栗原 実町長 そういうことも含めて、いろんな2年間。でも、15項目、16項目議論もしたわけですから、それは無駄にはならないだろう。結果としては花は咲かなかったわけですから、だから青木議員がどう言おうが、それはそれで青木議員の見解ですが、中身のない2年間だったのかどうかは、それは皆さんの判断すること。ですから、私は中身のない2年間だとは思ってもおりません。次にもしかして合併協議が、私がいるうちには果たしてどうか、無期限延長したわけですから。それも今時間になりましたので、今日は多分無理だと思うけれども。

そんなところの理由の中で、いろいろ考えるところもありますが、中止にする。最初のうち私どもは、中止でもいい、休止でもいい、解散でもいいというような姿勢は、最初から板倉町としては持って臨んだ。それは、板倉町のこれとこれとこれは譲れないと。それは、サービスが大きな問題について、サービスが大きく下がるということについて譲ってまで、板倉町のほうが財政も別に悪くないのだし、そういう姿勢は初めから持ってもおりましたので、俗に言う話を持ち上げたら、どんな条件でも、ひれ伏して合併をするような町の状況で合併論議はすべきでないという姿勢を今でも持っておりますので、この先そういった条件が、相手はどう変わるか、町のまた主導者が新たに代わってどういう判断をしていくか、それらのために、別に立ち上げておいてぶっ壊す必要はないだろう。永久に開店休業のままでもよいし、時が熟すれば、我々が一致できなかったものも一致できるかもしれないという、そういうことも可能性として残す意味で、機が熟するときには、後から振り返ると、できないものもできるということもあるのだろうなということです。そういうことも含めて……

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 議長、ちょっと1分お願いします。

町長、そういう事実に基づかないことを言っては駄目なのだ。

「事実じゃないですか」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 では、議事録読んでみて。第14回の会議の議事録で、協議会らしい協議会があったのは今日が初めてだと自分で発言しているではないですか、最後のときに。協議会らしい協議会があったのは今日が初めてだと自分で言っているのだ。だから、私は、2年間無駄で空白だったというのは、そういうことなのです。

それから、上毛新聞、記事の訂正するように。誰だ、論説書いたのは。そういうふうに表示しておきなさい。

以上です。

「また引き続き」と言う人あり

○10番 青木秀夫議員 次会、また続けてやりますから。

○今村好市議長 以上で青木秀夫議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

11時15分より再開いたします。

休 憩 (午前11時05分)

再 開 (午前11時15分)

○今村好市議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、針ヶ谷稔也議員。

なお、質問の時間は60分です。

針ヶ谷議員。

[6番 針ヶ谷稔也議員登壇]

○6番 針ヶ谷稔也議員 第3人目の一般質問を進めさせていただきます。

通告書を提出してありますが、その前に幾らかお話をさせていただきたいのですけれども、昨今、ついこの間、保健所の指導で10日ほど自宅監禁に遭いまして、やることはテレビを見るかネットをいじくるか、新聞を読むかというような部分で過ごしておりましたけれども、最近の特徴として、やはりぎょっとするようなニュース、普通に歩いていて、後ろから突発的に刃物で刺されたりとか、あるいは電車に乗っていて、突然目の前に油類をまかれて火をつけられたりとか、さきの議員の一般質問にも出ましたけれども、前総理が銃撃に遭う。ただ、その武器が、市販のものではなくて、ネットを通じて自作で作上げた簡易的なもので人が殺せるような、そういうニュースを見たりとかしているうちに、平和について、今、日本は平和なのだろうかというような考えを持つ時間、10日間もありましたので、随分考えましたけれども。

重ねて、もう半年を過ぎましたけれども、ロシアによるウクライナ侵攻。当初は、ウクライナによる人権を無視した行為に対して、ロシアでその人たちを解放する運動なのだということで侵攻が始まったように記憶しております。ただ、その前に、クリミア半島を一方的に占領したような事実もありますので、世界中の人たちは、どういう視線でその話を聞いていたかというのは、想像がつかないと思います。

そういう話を聞きながら、記憶を呼び戻しますと、80年ほど前、大東亜共栄圏というような旗印の下、勝手に半島や大陸、島々に乗り込んで、その人民を解放するというような、同じような目的で侵攻していた軍があったのを思い出しました。日本軍です。

国の体系は、指示をしているのが大統領という部分と、総大将という部分、その頃はまだ天皇制の一番濃い時代ですので、一番トップは天皇陛下ということだったので、天皇の命令を忖度しながらの指示というような位置づけだったのではないかと思うのですけれども。ですから、人間というのは、やはりそういう本質を持っているのだらうなというように今自分の中では捉えています。

話せば長くなりますので、これ以上は追究しません。戦国時代、それ以前から、日本の国というのは戦いの歴史がどんどん繰り返されて、それが歴史の教科書に刻まれて、受験のためにそれをいっぱい覚えさせら

れましたので、しゃべればいっぱいしゃべれますけれども、今日はこれぐらいにしておきたいと思います。

そんな中、我が町も非核平和のまち宣言ということで、平成3年9月に宣言を出してあります。私が板倉町に居住を始めて20年たちましたけれども、一番最初に中央公民館の前に立っている立て看板を見たときに、以前の一般質問の中でもお話ししましたけれども、私の出身地は長崎県であります。やはり原爆ですとか核ですとかという部分の言葉に対しては、結構敏感なところがありまして、えっ、非核のまち、平和のまち、板倉町というのはすごいなと。どういことをやってくれるのかなと思ったのですけれども、なかなか具体的などころが見えてこない。

立場が代わりまして、こういう立場になりまして、住民の安全安心を念頭にいろんな施策が行われていると。その先的一端としてそういう宣言もあるのだと。これしかないというのは失礼なのですけれども、戦没者慰霊の式典というのが平和に対するアプローチかなと思っております。そのほかに核廃絶だか平和だとかという各種団体への協賛事業というのは行われているようですけれども、町民に対するアピールとしては、この参列者慰霊式典が最もなものかと考えております。

この戦没者慰霊の対象が、町長の毎回の挨拶の中にも、「さきの大戦」という表現が入るわけですが、1941年から始まった太平洋戦争、この中に先ほどの大東亜共栄圏の話も含まれるわけですが、その戦争中に、祖国のために戦い、命を落とされた方に対して哀悼の誠をささげるとして、町主催で、来賓、遺族会会員、板倉中学校の2年生ですか、今は、全員に出席いただいて、コロナ禍の影響もありましたが、ほとんど毎年行われているというふうに認識しております。

それで、今年は、終戦、いわゆる太平洋戦争が終結してから77年で、偶然にも日本の中で唯一陸上戦が行われた沖縄が日本に帰還して50年の年に当たるということで、こういったものについてちょっと触れてみようかなと思った次第であります。

77年の時間が経過しているということで、遺族会に所属している方々の年齢というのですか、がやはり高齢化が進んでいると。これも町長の挨拶の中で聞いたように思うのですが、それに伴いまして、年々出席していただく遺族会の方々の数が減少傾向にあるのだというようなお話も記憶しております。

そんな中、まず遺族の捉え方として、配偶者あるいは子供に当たる人たちが遺族なのか、遺族の捉え方としてどのような考え方をしているのか。社会福祉協議会所管ですけれども、福祉課のほうで分かる範囲でお答えいただければと思います。

○今村好市議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 遺族会につきましては、社会福祉協議会が事務局を持っているのですが、そちらに話を聞いたところ、実際のお子さんとか配偶者が亡くなった場合には、その後継ぎの方等に、入ってもらえますかという形で言っているということで、どこまでということではなく、遺族、配偶者、お子さん、その下までは行っていないと思うのですが、そこら辺の方で、亡くなった方の次に入ってくれる方までを遺族会のほうに入ってもらっているという状況でございます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。では、今の説明ですと、孫の代ぐらいまでが対象範囲かなというふうに思います。

私も、自分ごとなのですけれども、母方の父ですから、私のおじいさんに当たる方が南方でやはり戦死しております。今の考え方からすると遺族会の資格を持っているのですけれども、当人からすると、生まれたときには会ったこともない方ですし、私の母もやはり3つか4つぐらいでもう亡くなっていますので、親に対するそういう感情というのも薄いということで、お話を聞く機会もそう多くない。では、遺族会に母親が入っていたから、ではおまえも次に入りなさいと言われたところでどうかという部分は実感としてはありません。ただ、遺族会の大切さというのは私も感じますので、協力する意思に働けば、やはり権利がありますので、入らせていただくこともあるのかなと思うのですが、その辺の持っていき方もちょっと難しいのかなと。強制ではなくて任意という形ですので、難しい部分もあるのかなと思います。

そんな中、現在の会員数を含めて、今後どういう方向で会の存続については、社協を含めて相談が上がっているのか上がっていないのか、話す部分があればお答えいただければと思うのですけれども。

○今村好市議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 遺族会の存続につきましては、こちらも社会福祉協議会のほうに聞いた話にはなってしまうのですが、今のところ役員さん等の中でも、なくすとか、そういう考えはなく、継続はしていきたいという考えを持っています。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ぜひ最大限努力していただきたい。自然消滅的になくなる分については、これは致し方ない部分もあるのかなと思うのですけれども、できるだけそういった趣旨を理解していただいて、存続ができるような取り計らいを、社協と協力しながらお願いできればと思っております。

質問文が、現状のまま開催するののかということで、強い表現になってしまったのですけれども、本心はぜひ続けて開催をお願いしたいという意味合いの質問になります。そのところで、やはり遺族会の会員数というのがネックになって、それが縮小の方向に進んでいくと、開催も危ぶまれるという話になると、ちょっと困るなということで質問をさせていただいた次第でありますので、ぜひその辺を配慮していただきまして、継続的に開催できるよう、ぜひよろしくお祈りしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、2番の質問に移らせていただきます。小中学校における平和教育の実情はということですが、平和教育について、文部科学省では指導要領の中には取り込んでいなかったと思うのですけれども、違う領域で、それぞれの機会、道徳等のそれぞれの機会を踏まえて平和教育を行うことが望まれるみたいな表現だったかと思うのですけれども、教育長の自分の捉えとして、それはやったほうがベターなのか、マスト、やらなければいけないものなのかという部分については、どのような捉え方をなさっているかお尋ねいたします。

○今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 平和教育を行ったほうがいいのかどうかというご質問なのですけれども、当然学校教育の中では平和教育を行うべきというふう考えております。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。終戦から77年ということで、終戦前にお生まれになった方を含めて、戦時中の記憶を持たれている方は、この会場にはいらっしゃるかなとは思うのです。なおのこと、今現場の教職員の皆さんで、本質について、書物ですとか、そういったメディアの情報ですとかで情報は得られますけれども、語り部的な、自分の体験としてという部分については、若干心配な部分があるのかなという部分。ましてや核家族化が進みまして、お年寄りとの会話をしないで今成人なさっている方も多いと思うのです。やはり祖父母のそういう体験を口伝で聞いて、ある程度自分の中で解釈ができて、それを生徒に対して伝えることができれば、また書物やメディアから受けた印象と変わってくるのかなという考えを持っているのですけれども、そういった部分で、板倉町というのは、77年前を振り返っても、空襲に遭っていないと思います。一番大きなニュースが、呂楽町辺りにB29が撃墜されて落ちたという話が一番戦時中のメインの話になるのを何回か聞いたことがございます。

群馬県の中でも、太田ですとか高崎ですとか、太田が昭和20年2月10日ですね、高崎が、小さい艦砲射撃まで含めると3回空襲に遭ってまして、一番大きいのは終戦の前日、8月14日に空襲に遭っているというような記録のようです。記録には残っているけれども、前橋も空襲に遭ったのだよということで、群馬テレビ等の報道も記憶があるのですけれども、そんな中で、館林を含めまして板倉地域というのは、その戦禍を逃れた地域なのかなと思います。そうすると、東京の3月10日の東京大空襲というような、その日にちを限定をした平和教育というのは、ちょっとやりづらい地域なのだろうと。ですから、機会を捉えるというのが非常に難しくなってくるのかなと思います。

そんな中、8月6日には広島、8月9日には長崎で、1週間後の8月15日に終戦を迎えるわけですが、この間確認しましたら、長崎県内全ての小中学校で8月9日を登校日として、その中で11時2分というのが爆弾投下の時刻になっています。その時刻の前に下校をする状況で、平和教育、いろんな資料を使ったりしての平和教育を行っているというふうな確認をさせていただきました。我々の時代からも、ずっと継続的にやって、やはりそれを小学校6年間、中学校の3年間やっていくわけですから、積み上げというのは非常に大きいものになっていくのかな。含めて、原爆だけでなく、戦争の話も出てくるでしょうから、そういった部分の取組のしやすさという部分、被害は大きかったことはあるのですけれども、そういう機会の捉え方としては、やりやすいのかなと思っていますところであります。

現在、さっき教育長からの答弁もありましたとおり、大事なことですので、現在も行われていると思うのですけれども、こういった機会を捉えて、どのような実情なのかご報告いただければと思います。

○今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 板倉町の平和教育ということでご質問だと思うのですけれども、まず小学校、中学校の平和教育についてなのでも、法的根拠に基づいて行われています。その平和教育につきましては、日本国憲法、3原則ありますけれども、平和主義というのがあります。それを受けまして、教育基本法第1章第1条、教育の目的の中に、平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成ということが示されております。この理念に基づいて、指導の具体的な内容の学習指導要領というものが定められておりまして、各小中学校ではこの学習指導要領に沿って平和教育を進めているところです。

学校における平和教育について、大きく分けて2つあるのかなというふうに考えております。その1つ目

は、直接戦争を扱うことからの直接的な平和教育ということだと思います。主に社会科、国語科で行っております。社会科の学習では、小学校6年生の歴史、中学校2年生の歴史ということで、先ほどお話のありました第2次世界大戦、第1次世界大戦とか、第1次大戦、第2次大戦、その「世界大戦と日本」というテーマで学習しております。また、「現代の日本と私たち」という項目の中で、現在起きている戦争についても学んでおります。また、国語科なのですけれども、国語科についても平和教育を行っております。小学校3年生から中学校3年生までの毎学年、戦争を扱う文学教材というのがありまして、その中で、児童生徒の発達段階に合わせて、戦争の悲惨さを実感できる内容となっております。直接的には社会科、国語科で学んでおります。

2つ目は、心の教育を通して平和を考える間接的な平和教育もあるのかなというふうに思います。先ほど議員からお話がありましたように、主に道徳科で学習しております。道徳科の項目の中に、国際理解、国際貢献という内容項目がございまして、その中では、命の貴さ、それから他者を思いやる心、言語や文化の違いを超えて互いに協力していくこと、こういうことの大切さを学んでおります。また、平和な環境の中で学習していくということで考えますと、全ての教育活動の中で、やはり平和についての考えを持たせるということで、教科限定ではなくて、道徳科も含めて、様々な活動の中で平和教育は行われているべきなのかなと、そんなふうに思っています。

また、学校図書館という教育の中では、児童生徒の発達段階に合わせて、戦争や内戦、紛争などの書籍を紹介して、読書を通して心の教育を図っているところです。

また、教科外ということでも、児童会、生徒会の活動では、ユニセフ募金というようなことで募金活動なども行っております。今年の4月にはウクライナ募金ということで、小中学校のほうでも行わせていただきました。さらに、朝の学活等の時間で、学級によってはスピーチを行う学級もあるわけなのですけれども、そんな中で、今マスコミ等でウクライナ戦争のことが取り上げられておりますので、戦争をテーマにしたスピーチなども行われているということは聞いております。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。指導要領の中に書き込まれているのですね。すみませんでした。一義的には、日本国憲法の平和主義という部分で、それから全ての法律も、指導要綱等も書かれていると思いますので、含まれているということで申し訳ありませんでした。内容的に十分と言えるような内容で行われているのかなというふうにお聞き受けいたしました。

ただ、戦争の対義語としての平和という部分と、やはり日常の生活の中での平和という部分、その平和の定義というのも難しい部分があるのかなと。道徳の平和となると、身近な平和というふうなところから、やはりそれをきちんと積み上げていくと世界的な平和まで積み上がっていくのかなと、私自身はそういうふうと考えておまして、この取組がきちんと子供たちの成長につながっていけば、将来的に板倉町から国のトップが出て、他国へ侵略したり、ロケット砲のボタンを押す人は出ないような気はしているのですけれども、そのようになるように望みたいと思っております。

1点確認させていただきたいのですけれども、中学校2年生でしたか、修学旅行が実施されると思うのですが、コロナ禍の影響で、ここ一、二年は予定変更という形だったわけですがすけれども、本来であれば、京都、

奈良方面への修学旅行というふうに向っているのですが、その際に、提案も含めまして、今交通網が発達しておりますので、京都から約1時間で広島に入れるかと思うのです、移動が新幹線であれば。そうすると、広島資料館も新しくなりまして、随分きれいになったと聞いております。私もまだ広島資料館に向ったことがないので、直接的な話はできないのですが、本来であれば長崎まで行って、長崎資料館を見て、長崎資料館ももう20年ぐらい前に改築しまして、きれいになっているのですが、駐車場も平和公園の地下に整備しまして、そういった部分で平和教育の一環で使えるようになっているのですが。

私なんか小学校の5年生だと思っておりますけれども、やはり社会科見学の課程で、私が住んでいたところから市内までが大体車で1時間ぐらいかかるものですから、そこでバスで移動して、1泊しなかったのですけれども。その時点で、小学5年生の時点で原爆資料館の見学が入りました。その当時は、昔の兵舎ではないのですが、研究室みたいな薄暗い電気の中で、ご想像できるかと思うのですが、具体的な資料のほうに乱雑に置かれているような状態で、そこに注釈文が載っているのですが、見学をして帰った晩御飯が食べられなかったような記憶をしております。今は、そういうのもきちんと関連づけて展示がされて、あまりそういうショッキングな部分というのは除かれているのかなと思うのですが、ぜひ機会があれば、行程の中に取り組んでいただければと思います。

行かないにしても、今各個人が子機を持っていて、容易にインターネットでつながることができます。ICTを用いた平和教育への取組ということで、写真や記録映画で、末はNHKのアーカイブス等にもアクセスできるのかなと思うのですが、今のところ具体的にそういった取組があるのかどうか。なければ、今後どのように考えていらっしゃるのかお答えを願います。

○今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 ICTを用いた平和教育の現状ということについてのご質問かと思うのですが、まず平和教育にICTを活用する利点ということで考えてみますと、やはりリアルタイムに必要な情報が入手できるのかなというふうに考えます。

以前の授業では、戦争の様子を知りたいければ、別な時間を取って、図書室等で事前に調べ学習を行ったり、また必要な動画などを見せたいなというときには、教師がDVD等の用意をして、事前に準備しなければならなかったのが、今はリアルタイムで、子供1人1台タブレットを持っていますし、教室には電子黒板などもありますので、その場でインターネットにつなぐことができますので、そういうところはとってもいいところなのかなというふうに思っています。

具体的な取組ということで考えてみますと、各学校では、今申し上げたように、ICT機器としての電子黒板、これが有効な活用方法になっているかなと思います。小学校6年生、中学校2年生の社会科で、例えば第2次大戦について学習する場合、先ほども議員からお話のありました、広島、長崎の原爆投下の様子を、その場で検索して動画で映すことができる。あるいは、終戦時のラジオ放送なども、その場で聞かせたりすることができるということで、そういう有効活用はできているのかなというふうに思います。

また、今は少なくなってきたのかなと思いますけれども、被爆者の体験伝道師、いわゆる戦争の語り部の話とか、そういうことについても、実際に収録したものを、その場で子供たちに提示することができるということで、ICTの活用ということもとても有効なのかなというふうに思います。

もう一つ、子供たちはタブレット端末を持っていますので、その場で、例えば戦時中の特有の難語句、「干し飯」とか、先ほど物語教材、国語教材の中で、文学教材を通して平和について考えるということで行っているということを申し上げたのですけれども、その文学教材の中には「干し飯」とか「千人針」とか「赤旗」とか「学童疎開」とか、今では子供たちにとっては難しい言葉が出てくるわけなのですけれども、その場で調べることができるということは、やはりICT教育のとってもいいところなのかなというふうに思います。

また、教科書の内容だけではなくて、児童生徒の興味、関心に応じて、世界の内戦とか紛争とか起きている地域、その原因や様子、そういうところをすぐに検索して調べることができるというところは、とってもICTと平和教育というところでは有効なのかなというふうに思います。

今後については、先ほども広島、長崎のほうはどうですかというお話があったのですけれども、相互交流というのですか、そんなこともICTではできるだろうし、また調べたことを自分で分かっているだけではなくて、インターネットを通してほかのところに発信していける活動などということを考えられると、子供も意欲的になってくるのかなと、そんなふうに思います。いろいろな点で幅広く、このICT教育、機器を活用した平和教育というのは、うんと広いところで考えられるかなと、そんなふうに考えているところです。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。時間的には、思い立ったら、その場でそういったものにアタックできて、情報を得られるという環境にあるかと思しますので、その辺上手に使っていただきながら、やはり視覚に訴える部分で脳に刻まれる情報量というのが非常に変わってくるというような研究結果もございますし、あるいは記憶の面では、人の言葉で記憶したものが一番記憶として残るとというような、先ほど語り部の方を動画で流して、それを聞くというようなことについても、直接人の言葉で記憶したほうが、記憶が残りやすいというような研究結果もあるようですので、その辺のところは、これからもまた模索しながらやっていただくことになるかなと思うのですけれども、この現場での積み重ねが、町としての平和、非核平和のまち宣言を担保し、ひいては戦没者慰霊がやはり意味を持って開催できる町というふうにつながっていくのかなと思いますので、ぜひ現場の取組の指導のほうをよろしくお願ひしたいと思います。平和の教育については以上にしたいと思います。

続きまして、人口減少問題についてお伺ひいたします。コロナ禍の影響で平均寿命が低下というのですか、短くなったとか、出生数が減少したというのが、ここ10日ぐらいの中でニュースになっておりました。我が町も、自然減少というのですか、高齢者、亡くなる方の数と生まれてくる方の数を足し算、引き算すると、亡くなられている数のほうが上回るので、毎年町を構成している人口というのが減少している。自然減というような表現をされるのかなと思うのですが、今板倉町というのはそういう状況にあるというふうに認識しております。

そういった場合に、先ほど来も館林との合併の話が出ていたのですけれども、しばらくは町単独で行政を維持していかなければいけないということになれば、ある程度の人口を確保する必要があるだろうと。総合計画の中でも、1,200人ぐらいでしたか、維持するというようなことになっていたと思いますので、やはり今150人から200人ぐらいの減少幅をある程度抑制しながら、ランディングさせていかなければいけないのかなと思っているのですけれども、その具体的な取組としては、高齢者の健康寿命を延長させるというのが必

要なのかなと思っております。

担当課の努力で、いろいろとプランを立てて取り組んでいただいているわけですが、その効果というのを見る指標があるのかどうか。指標があるとすれば、その指標を見た段階で、もう取り組んで五、六年ぐらいたちますか、時間的には。その5年、取り組む前と取り組んだ後の違いが、ある程度出ているのであれば、その部分について発表していただければと思いますが、お願いいたします。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 議員ご承知のとおり、健康寿命とは、3年ごとに行われる国民生活基礎調査において、健康上の問題で日常生活に何か影響があるか等々の質問により算出されております。ですので、群馬県では、これだと比較、捉え、あと効果的なものがないということで、群馬県独自に参考として出している数字がございます。

健康寿命の延伸という点で町の状況を申し上げれば、目に見えるほどの効果が出てはいないということになるかと思えます。しかしながら、高齢者の健康づくり、介護予防の効果としてお答えいたしますと、まずは町民の皆様が直結する介護保険料が県下ではトップクラスの低い額になっていると。また、要介護認定されている方は全国的にトップクラスの低さであって、かなりの効果が出ていると自負しております。

この要介護認定に関して申し上げますと、真に介護が必要な方が申請されているためと考えておりますが、介護サービスは必要ないが、取りあえず認定を受けておくということが不要であると、町民の皆様がご理解いただいているからではないかなとも言えます。各教室、あるいは訪問、あらゆる場面を通じた啓発、また介護認定期間の更新のときに、利用状況に応じてお知らせ通知を変えるなど、そんな工夫をしております、効果があったかなと思っております。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 もともとやはり自分の自宅の周りに畑を持っていらっしゃったりとか、お庭があったりとかということで、草むしりをはじめ体を動かす機会が、板倉の高齢者にとっては多い機会なのかな。その分、健康を保つのが担保されてきているのかなという部分もありますし、健康介護課あるいは福祉課等で取り組んでいる、そういう健康増進の施策の効果というの、やはり取り組まない人と取り組んだ人を比べれば、効果が出ているのだらうと思えます。

ただ、やはり車の免許の返納ですとか、板倉の交通の利便性を考えると、なかなかその会場まで行ってそれに取り組んでいくというのが難しい状況にある方もいらっしゃるのかなと思えます。その辺を改善していく上で、やはりこれも小学校の平和教育と同じなわけですけれども、ICTを使って、近くの公民館なり集会所で寄っていただく環境ができれば、そこでこういうことをやって、あるいはそこで教室を開いてみる。大変ですが、個別でやるのは非常に難儀なわけですけれども、そういった部分も今後取り組んでいく一つの課題になってくるのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、もう一つの問題が、やはり今若い世代が少なくなっているということで、高齢者の単身世帯あるいは高齢者のみ世帯、配偶者と2人の世帯というのが多くなっているというようなお話を伺っているのですが、実情が分かればご報告をお願いします。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 まず、65歳以上のみ世帯につきましては、独り暮らしの世帯、ご夫婦あるいはその他親族の世帯として構成されておりますけれども、住民基本台帳上での統計を見ますと、本年の8月現在で、高齢者独り暮らしが937件、その他の高齢者のみの世帯が860件という数字でございました。これは住民登録上の数字になりますので、特に独り暮らし等につきましては、世帯分離等々による独り暮らしがございます。ですので、実態に近い数字といたしまして、国勢調査の状況を見ますと、高齢者のいる世帯、高齢者夫婦世帯、高齢者独居世帯というような統計を公表しています。

これをちょっと遡って見ていきますと、まず直近では令和2年、高齢者独居世帯が539件、高齢者の夫婦の世帯が673件、その5年前、平成27年になりますと、高齢者独居世帯が388件、高齢者夫婦の世帯が484件、さらにその5年遡った平成22年では、高齢者独居世帯が256件、高齢者の夫婦世帯が350件と年々増加していることが分かります。いわゆる2025年問題、団塊の世代が全て75歳を迎える時期をピークに高齢者の人口は減っていくと想定しておりますが、高齢者のみの世帯、特に75歳以上の高齢者の世帯というのは、その後しばらく増えていくのではないかなと想定しています。また、団塊ジュニアと言われる世代が65歳以上となるのが2040年頃と言われておりますけれども、その頃には75歳以上の人口が65歳から74歳以上の人口を上回るといような推計も出ておりますので、さらに年少人口や生産年齢の人口も減少しているため、対策は急務かなとも想定しております。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。報告のとおり、年々増加という数値になっているのかなと思います。

健康な状態であれば、自分の身の回りのことが自分で行える状態であれば、さほど心配することもないのかなと思いますけれども、本人もしくは配偶者が介護状態になったような場合に、非常に負担が増えてくるのかなというように、そういった場合、今のところ、民生委員さん等の訪問を受けながら状況確認ができていますのかなと思っているのですけれども。

これも、つい先日の事件なのですけれども、介護状態にある母親の介護に疲れた50代の息子さんが、母親を殺害して、自分も自殺を図ったというような場合です。そうすると、ニュースの内容によりますと、同居の若い世代がいると、民生委員の介入が難しいのだというような報告がありました。そうすると、やはりその部分のフォローというのをどういうふうにしていくのか。

板倉の中でも、親の介護をしながら、その子供さんの世代が結婚をなさって配偶者がいたりとか、2人で面倒を見る、あるいは孫がいて、手分けして見られるという状態であればよろしいのですけれども、子供が単身で親の介護に当たっているような場合というのは、やはり非常に厳しいのかなと。最悪の場合、仕事もできない状態になって、収入の問題、精神的な問題、肉体的な問題、いろいろ出てくるのかなと思うのですが、その辺の取組については現在何か行われておりますか。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 独居の方に関しましては、民生委員さん等々と併せて町のほうで訪問支援をしておりますので、割と情報がつかみやすいところがございます。確かにご家族がいる方については、非常に

デリケートでして、ご家族からの相談があるのが一番取り組みやすいのです。ご家族から相談があった場合というのは、包括支援センターが直接お伺いして相談に乗れる、あるいは場合によっては、高齢者の方を保護するようなこともございます。ただし、これにつきましては、ご家族から拒否があった場合には、かなり慎重な対応が必要になるかなと思っています。ご本人のみならず、ご家族あるいは同居していないご親族の理解やご協力というのはかなり重要でして、そこら辺、職員はその心情に寄り添うような対応で、一日では解決できないです。何度も足を運ぶような対応をしているところでございます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 包括支援センターが各自治体で設置されておりますので、それに対する、事情に対する取組というか配慮というのは、準備がされているのだらうと思うのですが、それはまだ一、二年ですか、包括支援センターが具体的に変わったというか、そんなに長い時間はたっていないと思うのですが、情報量として、介護をしている世帯の人がその情報を持っているのか、追い詰められる前に、相談をする機会を得るような情報を持っているのかどうかという部分がやはりちょっと問題なのかな。それは、いろんな手法で情報発信していただいているとは思いますが、そういう部分に接していただければ、ちょっと困ったときに相談かけられるけれども、自分の中でぐうっと抱え込んだ場合に、最悪の場合、先ほど申し上げたような事件が発生することもございますので、その辺いろいろと難しいこともあるかと思っておりますけれども、研究していただきまして、ご配慮いただければと思っております。

続きまして、(3)番の認知症患者の人数とサポートの在り方ということなのですが、やはり若年性の認知症というのも最近話題にはなっております。40代、50代から認知症症状が出ている方もいらっしゃいまして、昔はアルツハイマー病の一つで片づけていたのですが、その型が変わって、総合的に認知症という形になるのかなと思うのですが、これの町内の数というのは掌握できているのかどうか。あるいは、それに対して町としてのサポートの取組等はあるのかどうかという部分についてお願いいたします。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 認知症患者の実情につきましては、正確に何人、この方が病院にかかっていますという把握はなかなかできておりません。

要介護認定を受けている方の中で申し上げますと、今年の8月現在で、介護認定を受けた方が642人中364名の方に認知症の状態が確認できています。この中のうち4名は2号保険者ということで、40歳から64歳の方ということが分かっております。この方に関しましては、多職種、いろんな職種によりましてケース会議を開催して、この進行を止める、あるいは本人に合ったサービスの提供を詰めているところでございまして、本人が満足できるような生活が送れるかというところが一番重要かなと思っています。

その把握につきましては、ご家族からの相談はもちろんなのですが、知人や民生委員さんからの情報提供も割とありまして、地域包括センターが関わりまして、まず事例の確認を何とかできるようにということで、軽い症状の方というのは、なかなか訪問を受け入れることが難しかったりするのですが、そこは足繁く通いまして、状況を把握して、普通の介護予防の教室につなげて、出てくる機会をつくったり、あるいは受診を勧めて、受診の同行をしたりという場合もあります。

また、現在進めておりますのが、認知症サポーターというものを育成しておりまして、この方たちにも情

報提供あるいは現場に出て行って、少し予防の普及などにも携わっていただいているところがございます。また、認知症になった方のご家族が身近な居場所となるようにということで、民間の力もお借りしまして、オレンジカフェというのを開催しております、こちらにも出かけて行って、少しお話を、ちょっとほっとするような場所になれば、あるいはこちらからの認知症についての情報提供ができればなということで開かせていただいています。

町では、なるべく迅速に対応して、なおかつ現場を必ず確認するというようなことを重視して行っておりますので、その辺は漏れなくやればなと思っております。また、民間の力あるいは住民の力にかなり頼るところはありますが、情報をいただくということが大切になりますので、そこら辺も啓発してお願いしていければと思っております。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 そうですね。私の実の母もやはり現在認知症で、施設療養をやむなくされて、施設の院内感染で、私と同時期にコロナ感染してしまいまして、父親も同時期にやはり施設内で院内感染で、姉もやはり職場で感染で、同時期に家族ほとんどが感染して療養を余儀なくされて、お互いに情報交換していたのですけれども、そんな中、やはり認知症、あんなにこやかな顔をしていた母親が、認知症状によって、やはり笑顔がなくなってくる。あるいは、今まできれいな字を書いていたのに、字が書けなくなる、言葉が出なくなる、歌が歌えなくなるというようなことを具体的に見ますと、薬というのが開発されながら、医療的な部分も情報が出ているわけですけれども、なかなか効果というのが明らかでない部分もあるのかな。ただ、それによって、やはり人生がある程度制限されてしまうのも、尊厳的な部分で問題があるかなと思いますので、サポーターの育成等で、やはりそういった情報交換をしながら、認知症は特別ではないのだという部分で接せられるような人材が増えてくれば、認知症の方もストレスなく日常の生活が送れてくるのかなと思います。

続けて、4番なのですけれども、コロナ禍の中、世代間交流がなされにくくなっているが、影響が見られるかと。これで一番やはり影響が出てくるのが、上の認知症の症状かなと思うのです。コロナで外出が制限される中、テレビを見てごろんとしていたりとか、あるいは今まで週に1回、2回友達のところに行けたのに行けなくなった。あるいは、サークルだとか学習、公民館活動だとか、グラウンドゴルフだとかというのがなくなった。そうすると、会話がなくなる。人と会話がなくなる。特に高齢者单身となると、テレビしかしゃべる相手がないというような場合に、やはり症状の進行というのですか、そういうのが速くなるようなのかなと思っております。

先ほど来聞いていると、これもどうなのですか、介護認定の642名中364名ということで報告がありましたけれども、これがコロナ禍の影響の中で増えている傾向が見られるのかどうかということなのですけれども、答弁できれば答弁していただければと思います。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 認知症の方の介護認定につきましては、目に見えて増えているわけではありません。ですが、コロナ禍で世代間交流等々なくなっている影響については、令和2年、3年と、ほぼ集団で何かをするというのが制限されましたので、かなり影響があるのではないかとことは懸念しております。

た。いわゆる自分が気をつけてしまうひきこもり状態ということが、他人と話さないことによる心と体への影響ということをすごく想定しておりまして、感染の不安があったのですけれども、町の職員による短時間の訪問あるいは電話での会話などは細かに行ってきたつもりでございます。また、教室も、大規模でなく、少人数でというのを工夫して行ったり、なかなか対話は難しかったのですが、少しやってみりました。また、デイサービスなどについては止めないということで、事業者と連携しまして、継続をしてみりました。また、町としては、その点、何かフォローができるかということで、感染予防のマスクや手袋などは、事業者等々に配布をして、側面から支援をしてみりました。

また、個人の要介護状態への影響というのはまだ、現在でははっきりと確認していないのですけれども、個人の利用する方というのが、サービスの種類を本人が気をつけていまして、出かけるのから在宅でということで、入所あるいはショートステイのお泊まりなどはちょっと少なかったように思います。通うサービスよりも在宅、人に来てもらって、自分は外出しないというようなサービスへの移行が若干見られておりました。また、ウィズコロナという言葉ができたように、コロナとともにということでございますけれども、介護の予防としては、やはり人と人との交流、人との会話というのが重要になってくると思いますので、何とかできる方法を模索していきたいとは考えております。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。出歩けなくなる、会話がなくなる、認知症のみならず、介護の事前段階、フレイルでしたか。

〔「はい」と言う人あり〕

○6番 針ヶ谷稔也議員 フレイル状態の心配というか、の課題も出てくるのかなと思います。コロナも大分内容が、変異が出てこなければの話ですけれども、内容がある程度確定すれば、対応が処置ができるのかなと思いますので、いつまで続くか分かりませんが、ぜひ機会を増やして、そういう介護状態、認知症の症状の進行等は押さえられるような状態ができればありがたいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

5番目に入ります。町の子育て支援は、他市町と比べて遜色なく、給食費の全額補助は先んじて実践できていると。にもかかわらず、出生率の増加に結びついていないのではないだろうか。その原因について把握できているかどうかというか、今のところどういふふうな考えをお持ちなのか報告いただければと思います。

○今村好市議長 小野寺福祉課長。

〔小野寺雅明福祉課長登壇〕

○小野寺雅明福祉課長 お世話になります。ただいまの出生率の増加に結びついていないのはなぜかというご質問に対してお答えいたします。

まず、本町の子育て支援につきましては、子育て支援金を平成26年度から、零歳児紙おむつ券の給付を平成27年度から、小中学校の給食費の無料化につきましては、平成29年度から実施しております。

これらの町の子育て支援策による出生率への影響については、明確な効果はつかめていませんが、出生率の増加に結びつかない一つの要因として考えられますのは、若い方が結婚後の出産時期に町外へ転出して出産していることが影響しているのではないかと考えます。

しかし、出生数に対しまして小学校入学までの間の児童数の推移を調べてみますと、転入により年々増加

している状況です。具体的には、平成27年4月2日から平成28年4月1日の間に出生数は56人でありました。この年代が小学校入学時の令和4年4月に81人ということで、25人増加している実績がございます。児童が増加している要因は、明確ではございませんが、考えられるのは結婚後の出産時期には、町から転出していた住民の方が、町の子育て支援及び小中学校の給食費の無料化等の各施策により、帰ってきているのではないかというふうには考えています。

子育て支援の目的としましては、育児に係る経済的負担の軽減を図るとともに、定住化の促進がございます。児童数が出生数より減少しておらず、増加しているということは、町の子育て支援及び給食費の無料化等の各施策は、定住化の促進に大きな効果があるというふうな推計をしております。

出生率の低下につきましては、全国的な問題であり、なかなか歯止めがかからない状況ではありますが、引き続き子育て支援及び小中学校の給食費の無料化等の継続によりまして、子育て世代を町としては支援してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。実際には、出生数で右往左往しているわけですが、それが学校に入学する際、ある程度将来的に継続的にそこに住むような状態になったときには、転入という形で戻ってきている状態が見られるということですね。

以前にも課長とも話ししましたが、やはり婚姻して子供を産み育てるに至るまでの居住スペース、やはり昔と違って、親と同居という部分できちんと入れれば、それで問題はないわけですが、ある程度の時間、親とは別居して住みたい。今、町なかでも、同じ敷地内で新宅という形で、地番が同じで建物が違うというお宅が多く見受けられるのだと思うのですが、そういう余裕があるところは、そういう対応ができるのですが、そうでない場合には、やはり借家という形でやらなければいけない。

そのときに、今あるのはアパート等なのですが、実際のところ単室、ワンルームというのですが、そういったアパートのほうが多くて、世帯で入るような状況ではない。では、町の町営住宅はどうかということで、岩田のマンションを借り受けている部分については、ある程度世帯が入っているのかなと思うのですが、海老瀬ですとか、その他の木造の部分については、ちょっと築年数がたち過ぎている部分もあって、若い世代がどういう印象を持っているのかという部分については調査が必要かなと思っております。あとは、空き家に対する対策としても、そういう部分の貸出しが可能になってくれば、また変わってくるのかなという部分もあるのですが、これは今後の課題として残しておきたいと思っております。

そういうことで、移住・定住人口の近年の推移はということで今あれしたのですが、そういったことで結婚後、いったん町外で居住していた人たちが、親元に帰ってくる、小学校入学に合わせて板倉に帰ってくるという部分の移住が多いのかなと思います。その分が二十五、六で大体同じぐらいの推移で来ているのであれば、今後もそういうふうになってくるのかなと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○今村好市議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 推移につきましては、その年によって違うのですが、今小学校に上がる人数で見た推移が今の状況で、その翌年度の零歳児が55人いて、この子供たちはまだ来年なのですが、私が調べた段階で

は68人ということで、20人以上ではないのですけれども、この段階で13人。短いを見ますと、令和2年、ここはちょっと49人の出生だったのですが、これにつきましても2年後の令和4年4月には59人ということで、10人増とかになっていますので、この後の推移につきましては、推計ということで、確実なことは言えないのですが、少なくとも出生数よりか減っていることはないというのが事実でございます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 時間が参りました。最後に、地域おこし協力隊の考えはということで残っておりますのですけれども、NHKのテレビなんかでも「いいいじゅー」ということで、移住して定住につながった人たちを取り上げた番組が構成されております。それなんか見ていると、やはり何かをきっかけにその町、地域を知って、そこに面白みを感じて、それを継続的にやるためには、通うよりも、そこに住み始めたほうがやりやすいという判断の下にそこに移住を決めているというようなことです。だから、一回でもやはり板倉町に来て、板倉町のよさというのを感じる必要があるのだろうと思っております。

地域おこし協力隊という具体的な名前を挙げたのですけれども、何度か質問させていただきましたけれども、応募がないとか、あるいはそういう答弁で終わっていたかなと思うのですけれども、地域おこし協力隊というのは、そもそもその地域に興味を持って、移住を含めて町を盛り上げるという考えをお持ちの方だと思っております。ぜひそういった方が一人でも二人でも増えて、我々もそこに協力しながら、町が盛り上がるような状態ができればなどは期待しておりますのですけれども、これについても、また細かいことについては、改めて議題とさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

長らくでありましたけれども、丁寧な答弁誠にありがとうございました。以上をもちまして本日の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○今村好市議長 以上で針ヶ谷稔也議員の一般質問が終了いたしました。

ここで議場の準備のため、暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 0時18分)

再 開 (午後 0時21分)

○今村好市議長 再開いたします。

○議案第28号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について

議案第29号 令和4年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第30号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

○今村好市議長 日程第2、議案第28号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第5号)についてから日程第4、議案第30号 令和4年板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についての3議案を一括議題といたします。

この3議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

亀井予算決算常任委員長。

[亀井伝吉予算決算常任委員長登壇]

○亀井伝吉予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました補正予算3議案につきまして、審査の経過及び結果を報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第28号 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について、議案第29号 令和4年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について及び議案第30号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての3議案であります。昨日、本会議の終了後に審査を行いました。

最初に、審査の経過について申し上げます。各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。

続きまして、審査結果について申し上げます。議案第28号、議案第29号及び議案第30号につきましては、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○今村好市議長 委員長による報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま委員長から報告のあった議案第28号 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についてから議案第30号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての3議案につきましては、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、議案第28号から議案第30号の3議案は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより議案第28号から議案第30号までの3議案につきまして、一括で採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○今村好市議長 起立多数であります。

よって、議案第28号から議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

○散会の宣告

○今村好市議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月14日の午前9時から行います。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 （午後 0時26分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 9 日)

令和4年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年9月14日（水）午前9時開議

- 日程第 1 認定第1号 令和3年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 認定第2号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 認定第3号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4 認定第4号 令和3年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 認定第5号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 請願第2号 町道2162・2164号線の拡幅整備について
日程第 7 報告 事務事業評価結果について
日程第 8 閉会中の継続調査、審査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	延山	宗一	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	今村	好市	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実	町	長
中里	重義	副	町長
赤坂	文弘	教	育長
峯崎	浩	総	務課長
伊藤	良昭	企	画財政課長
高瀬	利之	税	務課長
川田	亨	住	民環境課長
小野寺	雅明	福	祉課長

玉	水	美	由紀	健康介護課長
橋	本	貴	弘	産業振興課長
塩	田	修	一	都市建設課長
丸	山	英	幸	会計管理者
小	林	桂	樹	教育委員会 教育委員会 局長
橋	本	貴	弘	農業委員会 農業委員会 局長

○職務のため出席した者の職氏名

荻	野	剛	史	事務局長
小	野	田	裕之	庶務議事係長
本	田	明	子	行政庶務係長兼 議会事務局書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○今村好市議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○今村好市議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告及び事務事業評価の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。ご了承願います。

○認定第1号 令和3年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和3年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○今村好市議長 これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、認定第1号 令和3年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第5、認定第5号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案を一括議題といたします。

この5議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

亀井予算決算常任委員長。

[亀井伝吉予算決算常任委員長登壇]

○亀井伝吉予算決算常任委員長 おはようございます。それでは、予算決算常任委員会に付託されました決算認定5議案につきましては、9月8日から12日まで3日間をかけて審査を行いましたので、その経緯及び結果についてご報告いたします。

本委員会に付託された5議案は、認定第1号 令和3年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和3年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第5号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

初めに、審査の内容について申し上げます。審査に当たりましては、各会計の担当課長、係長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。

次に、審査結果について申し上げます。認定第1号から認定第5号の決算認定5議案につきましては、全て原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○今村好市議長 委員長による報告が終わりました。

ただいま委員長から報告のあった認定第1号 令和3年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定から日程第5、認定第5号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定までの5議案につきましては、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第5号の5議案は、委員長の報告に対する質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより認定第1号から認定第5号までの5議案につきまして、一括で採決いたします。

本5議案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、認定第1号から認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

○請願第2号 町道2162・2164号線の拡幅整備について

○今村好市議長 日程第6、請願第2号 町道2162・2164号線の拡幅整備についてを議題といたします。

本請願については、産業建設生活常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

小林産業建設生活常任委員長。

〔小林武雄産業建設生活常任委員長登壇〕

○小林武雄産業建設生活常任委員長 おはようございます。それでは、産業建設生活常任委員会に付託されました案件につきまして、9月6日に審査を行いましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、請願第2号 町道2162号・2164号線の拡幅についてであります。

初めに、審査の内容について申し上げます。審査に当たりましては、請願の趣旨及び内容を確認の上、委員全員で現地調査を行い、道路の現状や利用状況などの説明を受け、慎重なる審査を行いました。

次に、審査結果について申し上げます。

請願のあった町道2162号・2164号線は、現況幅員が非常に狭く、自動車や農耕車両等の通行に支障を来しており、緊急車両の進入や消防活動が困難な状況であります。また、道路排水機能がないため、豪雨時は道路が冠水します。

このような現状を総合的に勘案して審査した結果、本路線の拡幅整備を行うことで、住民等の利便性の向上が見込まれること、また隣接地権者の同意もあることから願意を妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○今村好市議長 委員長による報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより請願第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、請願第2号は、委員長の報告のとおり採択となりました。

○報告 事務事業評価結果について

○今村好市議長 日程第7、報告 事務事業評価結果についてを議題とし、予算決算常任委員長より報告を求めます。

亀井予算決算常任委員長。

[亀井伝吉予算決算常任委員長登壇]

○亀井伝吉予算決算常任委員長 それでは、板倉町議会基本条例運用基準第2条の規定に基づき、令和4年8月26日に予算決算常任委員会を開催し、令和3年度実施事業の中から各常任委員会から選定した各3事業、全6事業について、事務事業評価を行いました。

評価に当たっては、各常任委員会委員長から事業選定の趣旨を述べ、担当課長等から事業内容の説明を受けた後に質疑応答を行い、各委員が項目別評価の評価点を決定し、全員の評価点を合計して今後の方向性を3段階に分けました。

その結果、現状のまま継続すべき事業が1事業、見直しの上継続すべき事業が5事業、廃止すべき事業はありませんでした。

事業ごとの評価結果の詳細は、別添の事務事業評価結果のとおりであります。この評価結果を予算決算常任委員会の合議とし、次年度以降の予算編成に反映されるよう執行部への提言していただきたくお願いいたします。

以上を申し上げ、報告といたします。

○今村好市議長 以上で事務事業評価結果についての報告を終わります。

○閉会中の継続調査、審査について

○今村好市議長 日程第8、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することにご異議ありません

か。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

○町長挨拶

○今村好市議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。

9月の定例会、比較的長期の定例会でありますがお疲れされたことと推察をいたします。また、ただいまの結果により、全議案原案どおりご承認をいただいたということで、心からお礼を申し上げたいと思います。

さて、心配した台風、迷走台風11号も対岸の韓国には大きな被害を残したようでありますが、我が町には大きな被害もなく、秋の刈り入れ等々も含めて農作業も順調に進んでいるようであります。9月定例会以前よりもオミクロン株の発生状況もピークかと思える減少傾向が見え始め、現在ではピーク時の半分程度まで発生率も下がっている状況でもありますので、引き続き多少の安心感を持ちながら、注意と警戒を怠るわけにはまいりませんので、見守ってまいりたいというふうに思っております。

また、国のいわゆる陽性者全員把握という現状で行われている措置方法が変わるようでありますので、楽になった保健所を中心とした楽になる部分と、また逆に陽性者も含めて地下に潜ると言ってはあれですが、分からなくなるという面も心配もされる面もあるようでありますので、そういった面も含めて見守ってまいりたいと、神経も集中してまいりたいというふうに思っております。

今9月議会、全議案ただいま原案どおり議決をいただいたわけではありますが、5月27日の降ひように対する県の対応に一考する必要性ありとの意見具申がありました。自治体の対応には財務とその時々の方、そして自治体の被害密度、それは自治体への大きさに関係なく、被害件数の多い少ないではありますが、そういった諸条件によって、決して同じ対応ができることと決まっているわけではないということも含め、それらは以前も今後もあり得ることであろうと思っておりますが、県の補助制度についてはいささかの問題があるのではないかと関係団体等の抗議にも対し、万が一の引き続き起こり得る被災等々のために、小さい自治体で大きい被害を出したときどうするのかということも含め、県担当部署とお約束をしておるとおり、是正を含めた意見交換を、その是正制度を町の負担分に対するものと同じ負担分を県が負担をするというその制度そのものを果たして法的にどうなのか、いわゆる県民の差別に値するのかわからないのかも含め、この期間中そういった関係も述べた部分もあったわけですが、一応意見交換ということも含めて、上位機関と話し合いを進めて申し込みたいというふうに思っております。既に準備書面が昨日かおととい、申し上げたとおり、一部完了をしているということでもあります。

3名の一般質問ですが、水災害に対する施策、進捗状況あるいは通学路やその他、公園等に対する交通事

故あるいは防犯的視点からの安全安心対策、学校や町での今後の平和教育の在り方等々について、それぞれの考え方に対して私もしくは教育長それぞれから答弁があり、合併協議会休止については、見解の相違による応答となったことは事実であります。議員個人の考え方を一般質問という形でいただいたわけですが、今後に対して大きな示唆をいただいたものも多くあると受け止めてもおりますので、今後の施策の参考とさせていただきますと思っております。

また、令和3年度決算審議につきましては、事前に事業及び会計の両面から監査委員より監査を受けさせていただいており、その報告として既にお手元に配付の内容で事業運営、会計処理は一応適正との結果の評価をいただいております。また今後財政につきましては、世界経済の先行きが大きく不透明な中、健全財政をしっかりと堅持し、今後予定されている公共構造物の老朽化に計画的対応、それは建て替え等も含めてということではありますが、考えるざるを得ない状況であると監査委員さんからも申し添えていただいておりますので、そのための財政上の対策を無駄な事業の徹底的な洗い出し等を今後に向けたさらなる各般にわたる努力を求めたいという監査報告でもそういった要請の部分もありますので、それらの報告に沿い、加えて各課に対する決算審議をたゞいまろんなご意見も聞いたわけですが、各課に対する決算審議の中で各議員の意見をいただいている分にも目を通しながらしっかりと行政財政運営を進めてまいりたいと思っております。

まずは全議案の可決にお礼を申し上げ、12月議会までまだ台風シーズン、水災害シーズンとして真ただ中でありましょうし、現在11号はいずれにしても、12、13、14と南方の海上には行き先不明の状況でさまよっている状況の台風が3つもありますし、いよいよこれからがシーズンと言っても過言ではありません。そういう中に加えて、物価高騰の予測も先般述べましたように、10月から一気に大きなものでは3割、4割上がっていくというようなことも含めて、いざという時のためにオミクロンの状況にも併せて注意をしながら、議員各位にはぜひ地域の相談役の中心になっていただきまして、こうした議会のやり取りを通して我々執行部との行き違いがあった部分の修正も多分されているはずでもありますし、正確な状況をやはりしっかりと地域にお伝えをいただきたい。それは私どもの努力はもちろんであります。議員各位もそういう意味では二元代表制という立場から、間違ったことを流布されるということが時たま議会においてはないこともなかったということも含め、正確な流布をお願いしたいというふうにも思います。

それは区長会さん等々においても、ほぼ定例議会の要所は問題点となるようなことは区長会にもちゃんと報告をし、同じような地域から選ばれた議員さんと同じような立場の区長さんにも、そういったお願いも申し上げておりますし、これからも申し上げますので、やはりこういった情報社会の中、正確性というのをやはりどうしても譲れないものであるということで、ぜひそこら辺の部分併せて今まで以上にお力添えいただきますようお願い申し上げます。今後のご活躍、また12月までそれぞれ体を大事にしながら頑張りたいというふうにも思っておりますので、よろしくご活躍をご期待を申し上げて、お礼の挨拶といたします。大変今日はありがとうございました。

○閉会の宣告

○今村好市議長 以上をもちまして令和4年第3回板倉町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 （午前 9時22分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和4年11月4日

板倉町議会議長 今 村 好 市

①署名議員 市 川 初 江

②署名議員 小 野 田 富 康